

平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント

- ① 第1号被保険者を平成17年調査と比較すると、納付者については148万6千人の減少、1号期間滞納者については62万7千人の減少となっている。
一方、申請全額免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予を合わせた全額免除者は、58万4千人の増加となっている。(P1 図1)

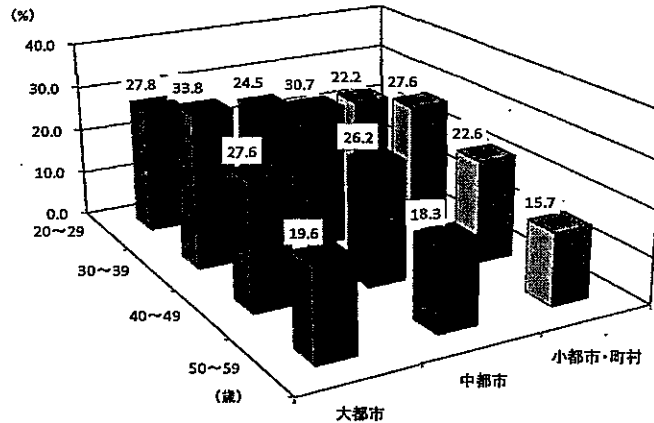
第1号被保険者の保険料納付状況別の推移 (単位:千人)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	17,923	19,845	18,316
納付者	10,974	11,351	9,865
完納者	8,851	9,288	7,945
一部納付者	2,123	2,063	1,920
1号期間滞納者	3,267	4,957	4,330
申請全額免除者	2,471	1,811	2,044
学生納付特例者	1,211	1,726	1,704
若年者納付猶予	374

注 平成14年調査の数値は調査年の4, 5月に資格喪失をした者を含まない。

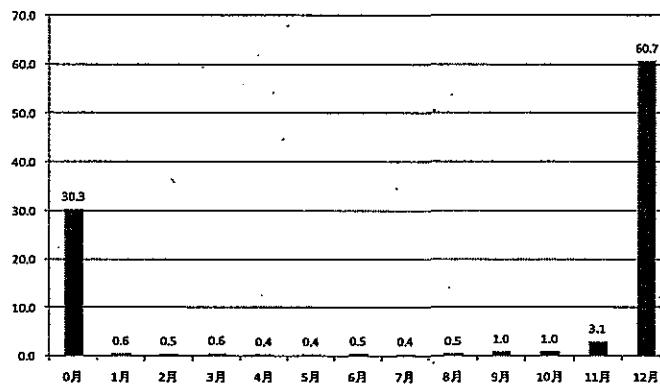
- ② 年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者割合をみると、大都市の30~39歳において最も高くなっている。また、全ての年齢階級において都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者割合が高くなっている。(P4 図3)

年齢階級、都市規模別1号期間滞納者割合



- ③ 平成19年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付(全月納付)の者は60.7%となっており、一方12月未納(納付月数0月)の者は30.3%となっている。(P4 図4)

納付月数別被保険者割合



- ④ 第1号被保険者の就業状況を見ると、無職の占める割合が最も多く、次いで臨時・パートの割合が多くなっている。なお、常用雇用や臨時・パートは自営業主等に比べ1号期間滞納者の割合が高くなっている。(P 6 図5, 6)

第1号被保険者の就業状況の推移及び1号期間滞納者割合

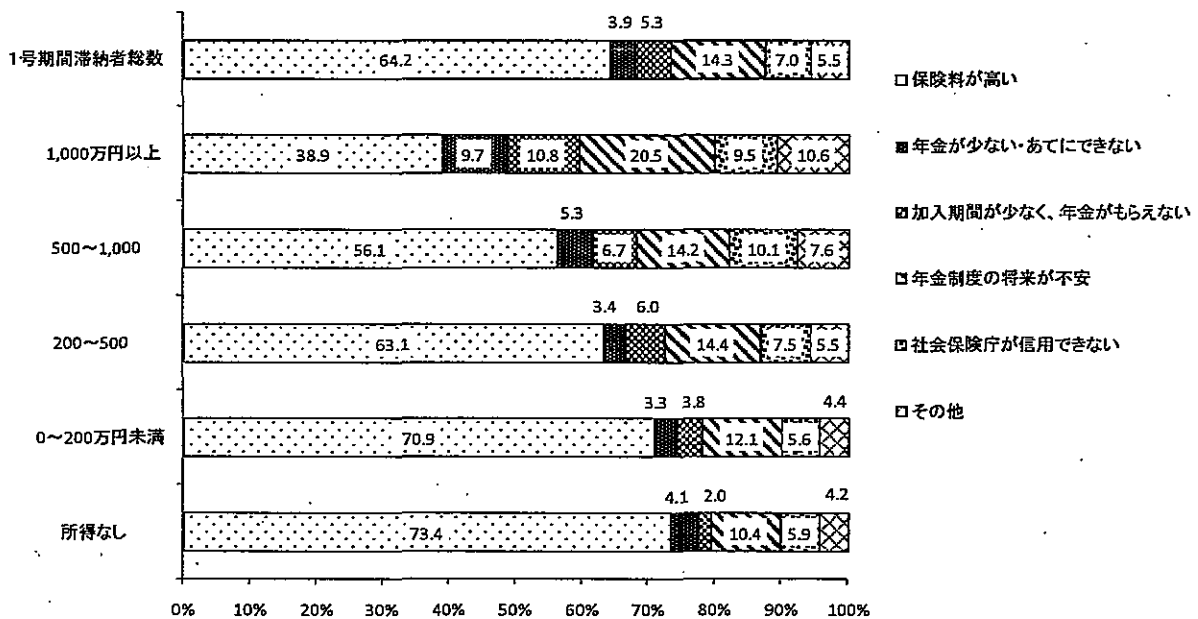
(単位: %)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査	1号期間滞納者割合 (平成20年調査)
総数	100.0	100.0	100.0	23.8
自営業主	17.8	17.7	15.9	21.0
家族従業者	10.1	10.5	10.3	17.0
常用雇用	10.6	12.1	13.3	28.0
臨時・パート	21.0	24.9	26.1	25.3
無職	34.7	31.2	30.6	23.7
不詳	5.7	3.6	3.8	29.0

注 平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

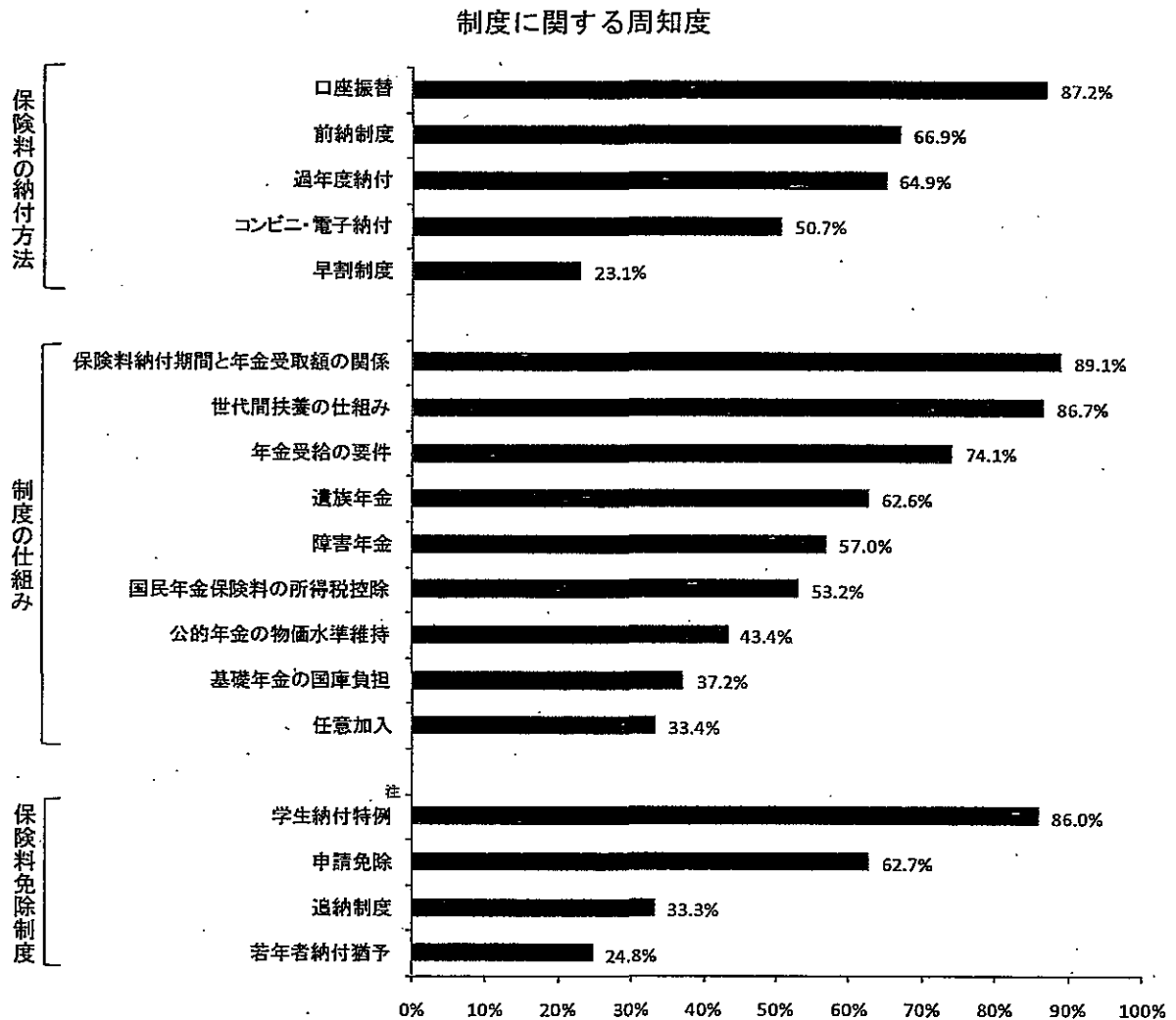
- ⑤ 1号期間滞納者について、国民年金保険料を納めていない理由として「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合を世帯の総所得金額階級別にみると、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても、保険料が高いと回答した者の割合が38.9%となっている。(P 25 表29、P 26 図24)

世帯の総所得金額階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合(1号期間滞納者)(主要回答)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

⑥ 制度の周知度について知っていると感じた者の割合をみると、口座振替、保険料納付期間と年金受取額の関係、世代間扶養の仕組み及び学生納付特例については周知度が80%以上と高いのに対し、早割制度、基礎年金の国庫負担、任意加入、追納制度及び若年者納付猶予については周知度が40%以下と低い。(P20～34)



注 「学生納付特例」は学生被保険者における周知度である。

**平成 20 年国民年金被保険者実態調査
結果の概要**

平成 22 年 3 月

厚生労働省年金局

平成 20 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の情報（所得、課税の状況など）について、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

平成 20 年 3 月末現在で 20～59 歳であった、全国の第 1 号被保険者及びその属する世帯。ただし、以下の者を除く。

- ア 任意加入被保険者
- イ 外国人
- ウ 法定免除者
- エ 転出による住所不明者

なお、調査対象となる第 1 号被保険者は 1,831 万 6 千人である。

(2) 調査客体数

所得等調査については、684 市区町村に約 12 万人分の調査票を送付した。

また、郵送調査については、所得等調査の調査対象となった者のうち、約 6 万人に直接調査票を送付した。

(3) 抽出方法

層化 2 段無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

1 段： 都市規模別に市区町村を選定

2 段： 1 段目で選定した市区町村に住む第 1 号被保険者を、保険料納付状況、年齢階級別に選定

なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（3 区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）
- ② 中都市（①以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）
- ③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者 ② 一部納付者 ③ 1号期間滞納者
④ 申請全額免除者 ⑤ 学生納付特例者 ⑥ 若年者納付猶予

ウ 年齢階級（8区分）

- ① 20～24歳 ② 25～29歳 ③ 30～34歳
④ 35～39歳 ⑤ 40～44歳 ⑥ 45～49歳
⑦ 50～54歳 ⑧ 55～59歳

4. 調査の方法

郵送調査、所得等調査とも、社会保険庁から調査客体（郵送調査は第1号被保険者、所得等調査は市区町村）に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。なお、調査時期は郵送調査が平成20年12月～平成21年2月、所得等調査が平成21年1月～2月となっている。

5. 回収率

(1) 郵送調査

	回収率	有効回答数 / 調査対象数
完納者	63.3%	2,596 / 4,104
一部納付者	46.8%	7,612 / 16,275
1号期間滞納者	25.7%	7,414 / 28,896
申請全額免除者	46.2%	2,525 / 5,460
学生納付特例者	52.9%	1,016 / 1,920
若年者納付猶予	43.8%	1,682 / 3,840
合計	37.8%	22,845 / 60,495

(2) 所得等調査

96.8%（調査対象 684 市区町村、662 市区町村回答）

6. 集計方法

都市規模（大都市、中都市、小都市・町村）、納付状況（完納者、一部納付者、1号期間滞納者、申請全額免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予）、年齢階級（20～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、40歳～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳）別に層を区分し、層ごとに母集団数/有効回答数を集計乗率として集計している。具体的な集計値の算出方法は次例のとおりである。

なお、本調査の集計値には、標本抽出に起因する標本誤差がある。

<集計例>

前納制度を知っている割合に係る集計値について、回答者*i*の集計乗率を W_i とし、その回答 X_i を、前納制度を知っている場合は1、知らない場合は0とすると、大都市の前納制度を知っている人の割合（推計値）は、 $\frac{\sum_{i: \text{大都市の人}} W_i X_i}{\sum_{i: \text{大都市の人}} W_i}$ となる。

平成 20 年国民年金被保険者実態調査結果の概要

第 1 章 保険料納付状況の概要

1. 保険料納付状況別の被保険者数

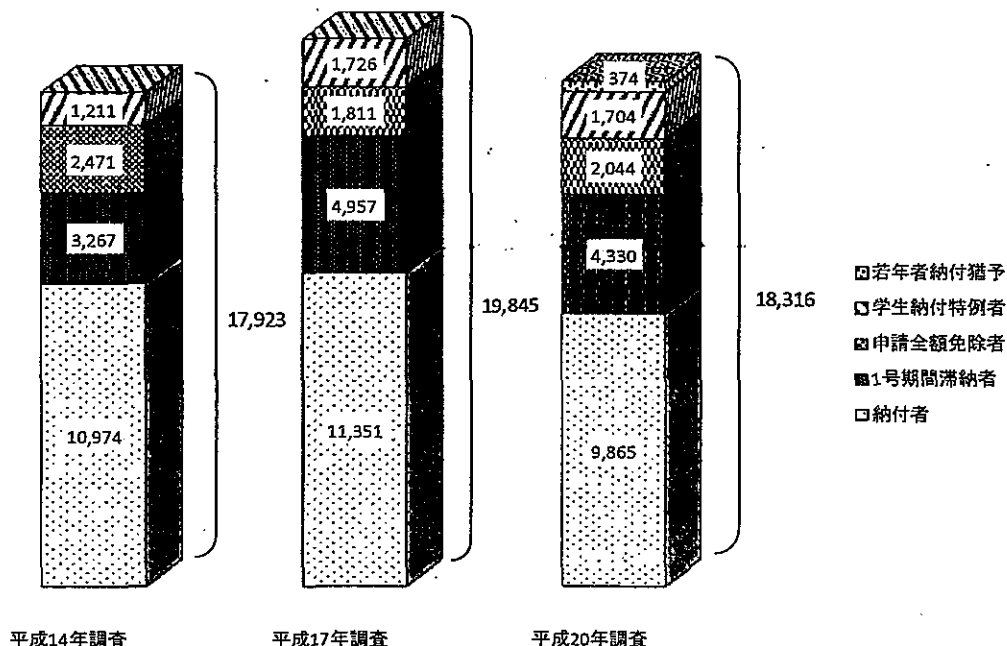
調査対象とした国民年金第 1 号被保険者 1,831 万 6 千人の保険料納付状況をみると、納付者が 986 万 5 千人（総数の 53.9%）（うち完納者が 794 万 5 千人（同 43.4%）、一部納付者が 192 万人（同 10.5%））、1 号期間滞納者が 433 万人（同 23.6%）、申請全額免除者が 204 万 4 千人（同 11.2%）、学生納付特例者が 170 万 4 千人（同 9.3%）、また、若年者納付猶予制度の導入により、若年者納付猶予の者が 37 万 4 千人（同 2.0%）となっている（表 1）。

保険料納付状況の推移を平成 17 年調査と比較すると、納付者については 148 万 6 千人の減少となっており、1 号期間滞納者については 62 万 7 千人の減少となっている（図 1）。

表 1 男女別保険料納付状況

	総 数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
		(単位：千人)						
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
男子	9,251	4,735	3,751	984	2,506	835	985	190
女子	9,065	5,130	4,194	936	1,823	1,209	719	184
		(単位：%)						
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
男子	100.0	51.2	40.5	10.6	27.1	9.0	10.6	2.1
女子	100.0	56.6	46.3	10.3	20.1	13.3	7.9	2.0

図 1 保険料納付状況の推移（単位：千人）



注 平成 14 年調査の数値は調査年の 4 月又は 5 月に資格喪失をした者を含まない。

届出適用者・手帳送付者別に保険料納付状況をみると、届出適用者（1,464万9千人）では、納付者が60.5%、1号期間滞納者が19.7%となっているのに対し、手帳送付者（366万7千人）では、納付者が27.3%、1号期間滞納者が39.4%となっており、手帳送付者の方が1号期間滞納者の割合が高くなっている（表2）。

表2 届出適用者・手帳送付者別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		納付者	完納者	一部納付者				
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
届出適用者	14,649	8,863	7,253	1,610	2,886	1,700	1,038	162
手帳送付者	3,667	1,002	692	310	1,444	343	665	213
								(単位：千人)
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
届出適用者	100.0	60.5	49.5	11.0	19.7	11.6	7.1	1.1
手帳送付者	100.0	27.3	18.9	8.4	39.4	9.4	18.1	5.8

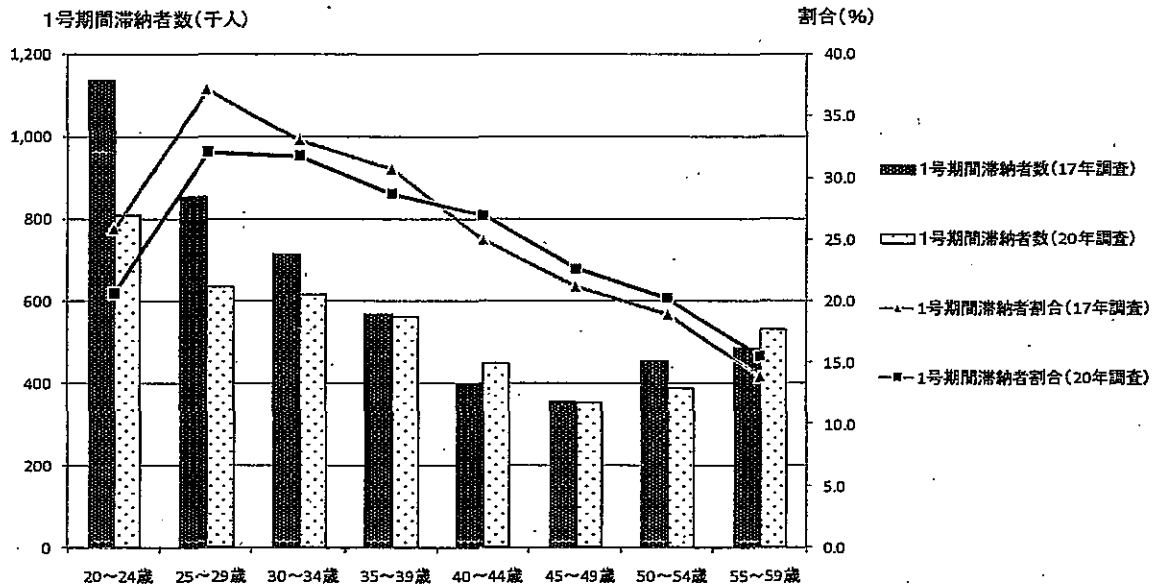
年齢階級別に保険料納付状況をみると、1号期間滞納者の割合は25～29歳で最も高く（32.1%）、これ以上の年齢階級では、年齢が上がるにつれ低くなっている（表3）。

表3 年齢階級別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		納付者	完納者	一部納付者				
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
20～24歳	3,920	1,108	871	237	809	169	1,606	229
25～29歳	1,980	914	670	244	635	206	79	146
30～34歳	1,934	1,055	794	261	614	252	12	0
35～39歳	1,953	1,103	856	248	560	286	4	0
40～44歳	1,654	961	763	198	446	246	1	0
45～49歳	1,560	989	802	187	352	219	0	0
50～54歳	1,909	1,272	1,053	219	386	251	0	0
55～59歳	3,405	2,463	2,137	326	528	415	0	0
								(単位：千人)
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
20～24歳	100.0	28.3	22.2	6.1	20.6	4.3	41.0	5.8
25～29歳	100.0	46.2	33.8	12.3	32.1	10.4	4.0	7.4
30～34歳	100.0	54.6	41.0	13.5	31.8	13.0	0.6	0.0
35～39歳	100.0	56.5	43.8	12.7	28.7	14.6	0.2	0.0
40～44歳	100.0	58.1	46.1	11.9	26.9	14.9	0.1	0.0
45～49歳	100.0	63.4	51.4	12.0	22.6	14.0	0.0	0.0
50～54歳	100.0	66.6	55.2	11.5	20.2	13.1	0.0	0.0
55～59歳	100.0	72.3	62.8	9.6	15.5	12.2	0.0	0.0

平成 17 年調査と比較すると、年齢が 20～39 歳の階級において、1 号期間滞納者数及び割合が減少している（図 2）。

図 2 年齢階級別 1 号期間滞納状況の変化



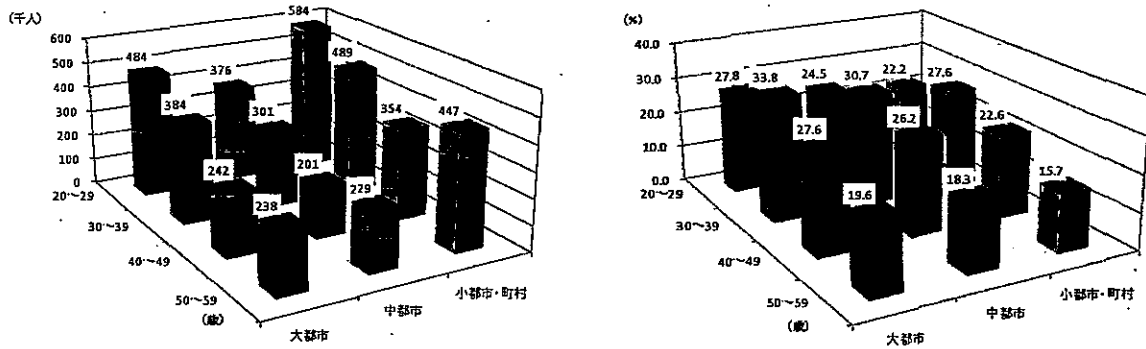
都市規模別に保険料納付状況を見ると、小都市・町村では納付者の割合が高く（56.6%）、大都市では1号期間滞納者の割合が高くなっている（27.1%）（表 4）。

表 4 都市規模別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
(単位：千人)								
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
大都市	4,972	2,514	1,985	529	1,349	510	504	94
中都市	4,526	2,357	1,893	465	1,106	499	465	98
小都市・町村	8,818	4,993	4,067	926	1,874	1,035	734	182
(単位：%)								
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
大都市	100.0	50.6	39.9	10.6	27.1	10.2	10.1	1.9
中都市	100.0	52.1	41.8	10.3	24.4	11.0	10.3	2.2
小都市・町村	100.0	56.6	46.1	10.5	21.3	11.7	8.3	2.1

年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者割合をみると、大都市の30～39歳において最も高くなっている。また、全ての年齢階級において都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者割合が高くなっている（図3）。

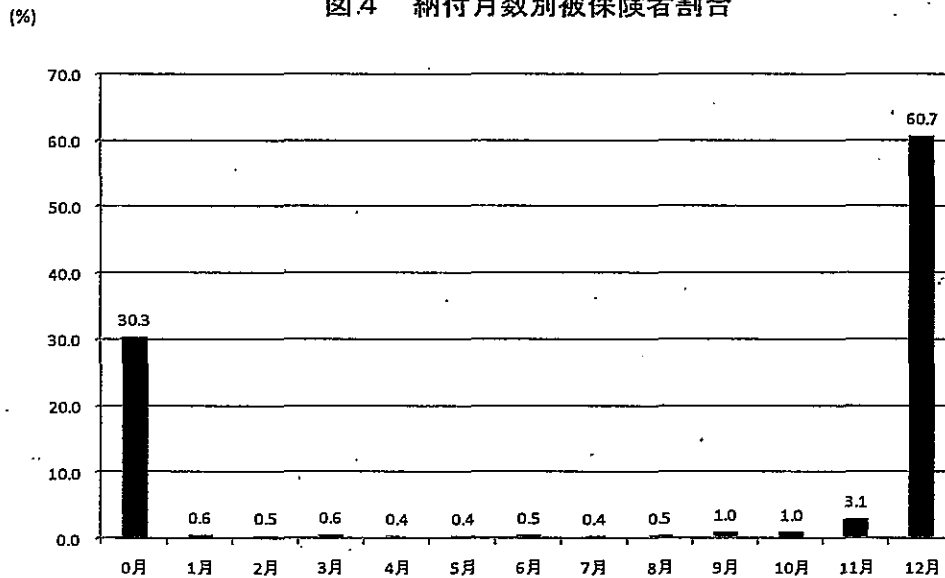
図3 年齢階級、都市規模別1号期間滞納者数及び割合



2. 納付月数の状況

平成19年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付（全月納付）の者は60.7%となっており、一方12月未納（納付月数0月）の者は30.3%となっている（図4）。

図4 納付月数別被保険者割合



注 平成19年度保険料の納付対象月数が12月の者に限る。

第2章 就業状況

1. 就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が15.9%、家族従業者が10.3%、常用雇用が13.3%、臨時・パートが26.1%、無職が30.6%となっている。

男女別にみると、男子では自営業主、女子では無職に次いで臨時・パートの占める割合が高くなっている（表5）。

年齢階級別にみると、若年齢層では常用雇用や臨時・パート、高年齢層では自営業主の占める割合が他の年齢層に比べ高い傾向がある（表6）。

都市規模別にみると、大都市では常用雇用や臨時・パート、小都市・町村では家族従業者の占める割合が他の都市規模に比べ高くなっている（表7）。

表5 男女・保険料納付状況別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
男子	100.0	27.0	7.1	17.0	19.0	25.5	4.5
女子	100.0	6.7	12.9	10.3	32.1	34.8	3.2
納付者	100.0	20.6	14.2	13.1	22.1	26.6	3.5
完納者	100.0	21.1	15.2	12.3	20.7	27.4	3.4
一部納付者	100.0	18.7	9.9	16.3	27.8	23.3	3.9
1号期間滞納者	100.0	14.1	7.3	15.7	27.8	30.5	4.6
申請全額免除者	100.0	10.9	5.9	6.8	32.1	39.6	4.6
学生納付特例者	100.0	1.6	0.9	17.4	37.0	41.3	1.8
若年者納付猶予	100.0	4.4	5.0	10.7	34.9	40.6	4.4

表6 年齢階級別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
20~24歳	100.0	2.7	2.4	19.0	35.8	37.1	2.9
25~29歳	100.0	7.4	8.3	20.1	31.0	29.3	3.8
30~34歳	100.0	12.5	10.7	14.6	26.5	32.2	3.5
35~39歳	100.0	19.8	12.5	13.3	23.9	26.1	4.3
40~44歳	100.0	21.5	16.3	10.7	22.8	24.8	3.9
45~49歳	100.0	25.9	12.9	13.6	20.7	23.5	3.4
50~54歳	100.0	26.0	13.9	9.4	21.5	25.4	3.7
55~59歳	100.0	21.6	12.0	4.2	20.0	37.2	4.9

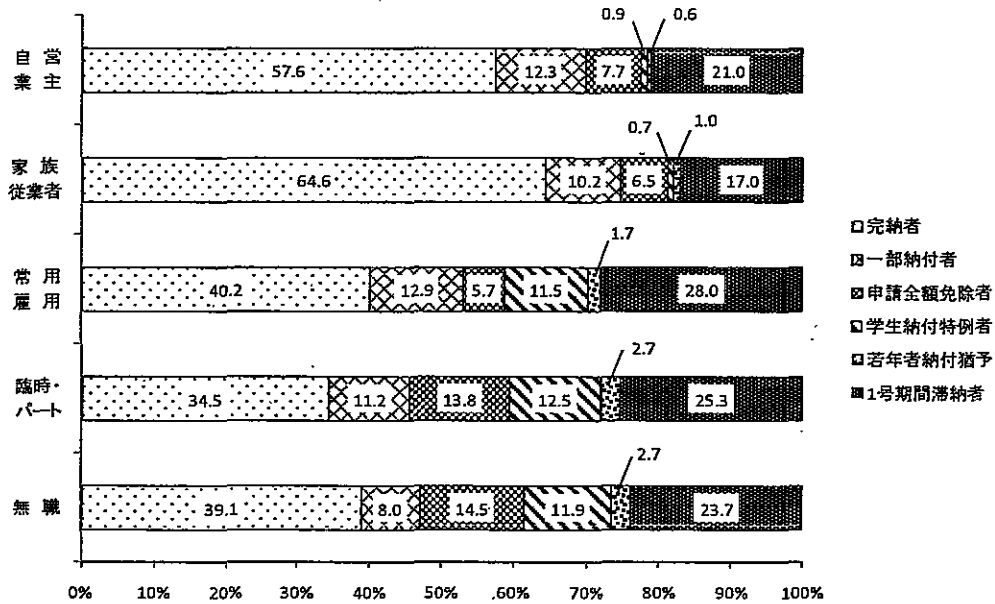
表7 都市規模別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
大都市	100.0	16.1	8.2	14.9	27.5	30.0	3.3
中都市	100.0	15.6	9.6	12.8	26.6	31.5	4.0
小都市・町村	100.0	16.2	12.8	12.4	24.5	30.2	4.0

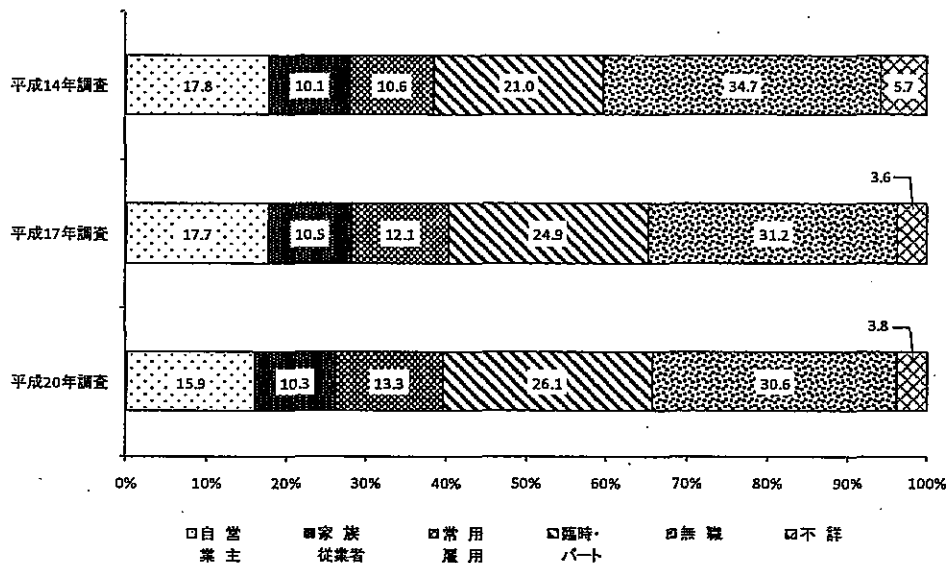
就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用や臨時・パートは1号期間滞納者の割合が高くなっている（図5）。

図5 就業状況別保険料納付状況



第1号被保険者の就業状況をみると、無職の占める割合が最も多く、次いで臨時・パートの割合が多くなっている。（図6）。

図6 就業状況割合の推移



注 平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

2. 事業の内容

第1号被保険者のうち就業者について、その事業の内容をみると、「その他のサービス業」の割合が最も高く（13.5%）、次いで卸売・小売業（11.5%）、建設業（11.2%）の占める割合が高くなっている（表8）。

表8 保険料納付状況別事業の内容

(単位：%)

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
就業者総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林漁業	5.1	7.3	8.2	3.5	2.2	3.2	0.7	1.5
鉱業	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0	0.1
建設業	11.2	10.8	9.9	14.5	16.4	7.8	3.5	6.5
製造業	8.2	8.4	8.2	9.0	8.9	8.7	4.3	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1.6	1.8	1.7	1.9	1.9	1.4	0.2	0.6
情報通信業	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	1.5	3.4	2.5
運輸業	3.2	2.5	2.2	4.0	5.2	3.9	1.5	3.1
卸売・小売業	11.5	11.5	11.6	11.1	10.1	13.0	12.9	13.4
金融・保険業	1.5	1.5	1.6	1.0	1.2	1.4	3.0	0.7
不動産業	2.2	2.9	3.3	1.3	1.4	0.6	0.9	1.1
飲食店・宿泊業	10.9	8.1	7.8	9.6	11.4	14.8	25.2	13.6
医療・福祉	8.7	10.1	10.8	7.2	6.0	7.2	8.8	7.1
教育・学習支援業	4.3	4.6	5.0	2.9	2.6	2.4	10.1	3.9
学術・開発研究機構	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1	0.0	0.6	0.0
複合サービス事業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	1.1	0.6	0.6
対個人サービス、娯楽業	5.8	5.7	5.5	6.4	6.4	5.9	4.6	7.3
修理、物品賃貸、廃棄物処理	1.2	1.4	1.4	1.2	1.2	1.0	0.3	0.8
広告、その他の事業サービス	3.3	3.4	3.5	3.0	2.9	2.9	3.4	3.9
政治・経済・文化団体	0.3	0.4	0.3	0.4	0.2	0.1	0.0	0.2
その他のサービス業	13.5	12.6	11.8	15.8	14.5	17.9	10.9	19.0
公務	1.4	1.5	1.5	1.4	1.1	1.0	2.5	2.5
不詳	3.0	2.7	2.6	3.1	3.5	3.9	2.7	3.2

事業の内容別に保険料納付状況をみると、農林漁業は納付者の割合が最も高くなっている(82.1%) (表9)。

表9 事業の内容別保険料納付状況

(単位：%)

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
就業者総数	100.0	57.7	46.1	11.7	23.5	9.5	7.6	1.7
農林漁業	100.0	82.1	74.2	7.9	10.3	6.0	1.1	0.5
鉱業	100.0	53.7	45.6	8.1	37.6	7.7	0.0	0.9
建設業	100.0	55.8	40.7	15.1	34.2	6.6	2.3	1.0
製造業	100.0	58.9	46.0	12.8	25.4	10.1	4.0	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.4	48.7	13.8	27.6	8.3	1.0	0.7
情報通信業	100.0	53.1	41.3	11.9	23.8	7.5	13.4	2.2
運輸業	100.0	45.4	31.1	14.4	37.9	11.6	3.5	1.6
卸売・小売業	100.0	57.9	46.6	11.3	20.7	10.8	8.5	2.0
金融・保険業	100.0	56.9	49.0	7.9	18.5	8.8	14.9	0.8
不動産業	100.0	78.6	71.7	6.9	14.8	2.5	3.2	0.9
飲食店・宿泊業	100.0	43.0	32.8	10.2	24.5	12.9	17.5	2.1
医療・福祉	100.0	66.8	57.0	9.7	16.2	7.9	7.7	1.4
教育・学習支援業	100.0	61.1	53.3	7.8	14.3	5.2	17.7	1.6
学術・開発研究機構	100.0	70.5	64.8	5.7	10.8	1.7	17.0	0.0
複合サービス事業	100.0	53.4	43.5	9.9	16.5	20.1	7.9	2.1
対個人サービス、娯楽業	100.0	56.4	43.7	12.8	25.9	9.5	5.9	2.2
修理、物品賃貸、廃棄物処理	100.0	66.4	54.6	11.7	23.4	7.5	1.7	1.1
広告、その他の事業サービス	100.0	60.5	49.8	10.6	21.3	8.4	7.8	2.1
政治・経済・文化団体	100.0	77.2	59.6	17.6	18.9	2.8	0.0	1.1
その他のサービス業	100.0	53.8	40.2	13.6	25.1	12.6	6.1	2.4
公務	100.0	60.2	48.7	11.5	17.3	6.5	13.0	3.0
不詳	100.0	51.6	39.8	11.8	27.3	12.5	6.8	1.8

第3章 世帯の状況、所得・支出の状況

1. 世帯の人数及び第1号被保険者数

第1号被保険者の属する世帯の平均世帯人員数は3.2人となっている。

保険料納付状況別に単身世帯（世帯人員1人の世帯）の占める割合をみると、1号期間滞納者（24.1%）及び申請全額免除者（20.8%）で高くなっている（表10）。

また、都市規模別にみると、大都市は単身世帯の割合が他の都市規模に比べ高くなっている（22.6%）（表11）。

単身世帯における保険料納付状況をみると、1号期間滞納者の割合は非単身世帯（世帯の人数が2人以上の世帯）に比べ高くなっている（図7）。

なお、第1号被保険者の属する世帯の第1号被保険者数は平均で1.7人となっている（表12）。

表10 保険料納付状況別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均(人)
								(単位: %)	
総数	100.0	15.7	17.1	24.1	23.9	10.7	7.1	1.5	3.2
納付者	100.0	11.5	18.4	26.2	24.3	10.3	8.3	1.0	3.3
完納者	100.0	10.6	18.7	26.5	24.3	10.2	8.7	1.0	3.4
一部納付者	100.0	15.0	17.1	24.8	24.2	10.6	6.8	1.4	3.2
1号期間滞納者	100.0	24.1	16.5	21.7	20.7	9.6	5.1	2.3	2.9
申請全額免除者	100.0	20.8	24.3	23.5	17.7	7.8	4.6	1.3	2.8
学生納付特例者	100.0	15.8	3.7	17.4	35.1	18.3	7.7	2.1	3.6
若年者納付猶予	100.0	3.9	8.4	27.0	34.3	17.3	7.6	1.5	3.8

注 平均(人)は不詳の者を除く。

表11 都市規模別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均(人)
								(単位: %)	
総数	100.0	15.7	17.1	24.1	23.9	10.7	7.1	1.5	3.2
大都市	100.0	22.6	18.4	22.9	22.3	7.8	3.0	3.0	2.8
中都市	100.0	15.0	17.2	25.1	25.0	10.7	6.0	1.0	3.2
小都市・町村	100.0	10.7	15.9	24.0	24.1	13.1	11.6	0.6	3.6

注 平均(人)は不詳の者を除く。

図7 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

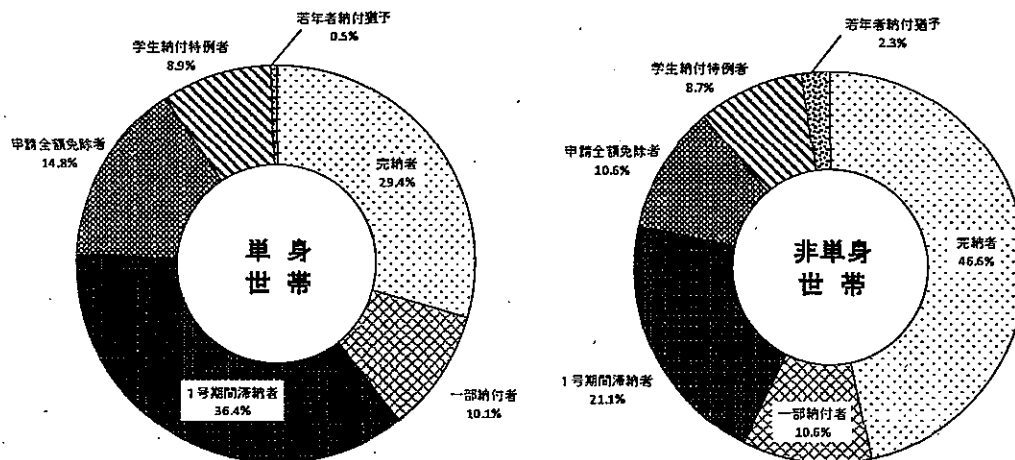


表 12 世帯における第 1 号被保険者数

	総数	1人	2人	3人	4人以上	不詳	平均 (人)
総数	100.0	48.1	32.9	8.6	3.2	7.1	1.7
納付者	100.0	44.8	35.8	9.0	3.6	6.7	1.7
完納者	100.0	44.7	36.0	9.1	3.8	6.5	1.7
一部納付者	100.0	45.5	35.2	8.8	3.0	7.6	1.7
1号期間滞納者	100.0	51.2	31.1	7.5	2.6	7.6	1.6
申請全額免除者	100.0	50.8	32.5	7.7	2.3	6.8	1.6
学生納付特例者	100.0	57.2	21.8	9.4	2.8	8.9	1.5
若年者納付猶予	100.0	46.7	28.5	13.0	5.1	6.6	1.8

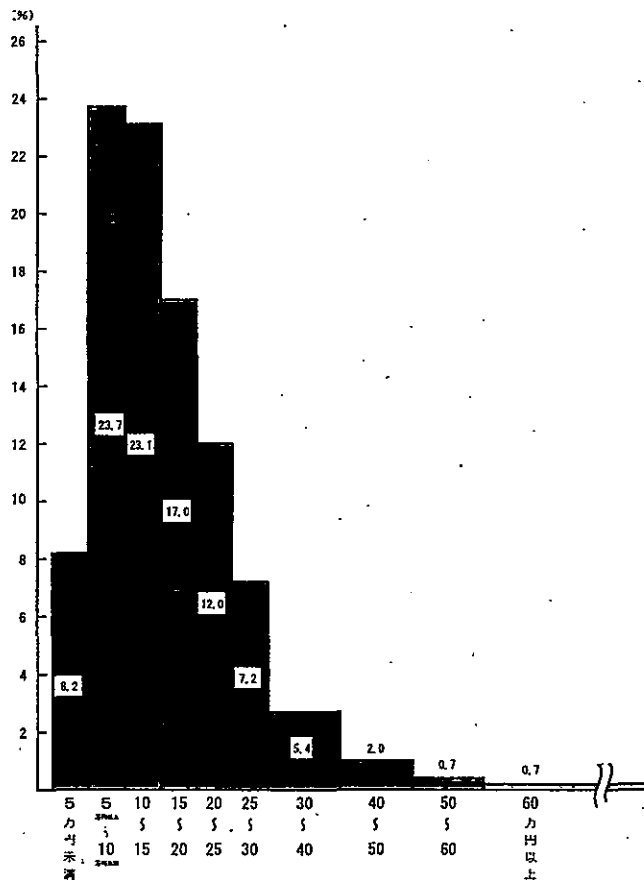
注 平均(人)は不詳を除く。

2. 世帯の消費支出月額

第 1 号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、消費支出 5～10 万円を山とする分布となっている(図 8)。

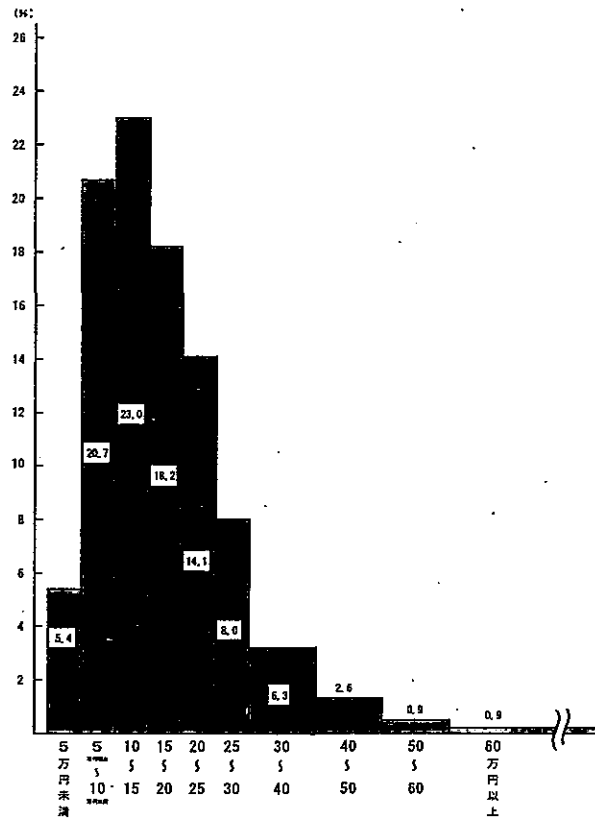
保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者の方が納付者に比べ消費支出が低い傾向がある(図 9, 10)。

図 8 世帯の消費支出月額階級別第 1 号被保険者割合(総数)



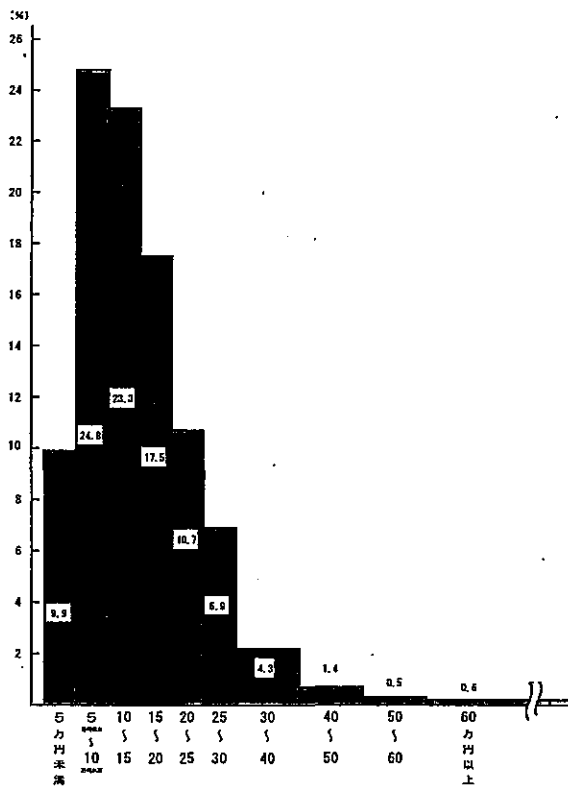
注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

図9 世帯の消費支出月額階級別第1号被保険者割合（納付者）



注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

図10 世帯の消費支出月額階級別第1号被保険者割合（1号期間滞納者）

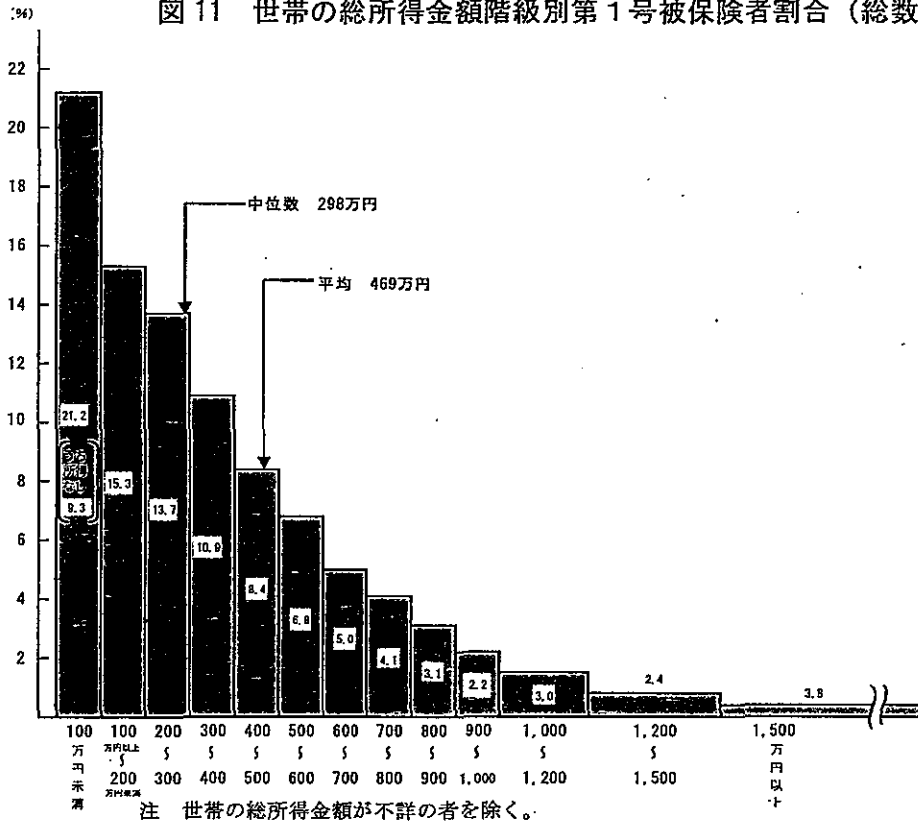


注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

3. 世帯の所得状況

第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、平均が469万円、中位数が298万円となっており、所得が増加するにつれ割合が低くなる傾向がある（図11）。

図11 世帯の総所得金額階級別第1号被保険者割合（総数）



保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が555万円、中位数が357万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が342万円、中位数が238万円となっている。

1号期間滞納者は低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、1,000万円以上の者も4.0%いる（図12、13）。

図 12 世帯の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（納付者）

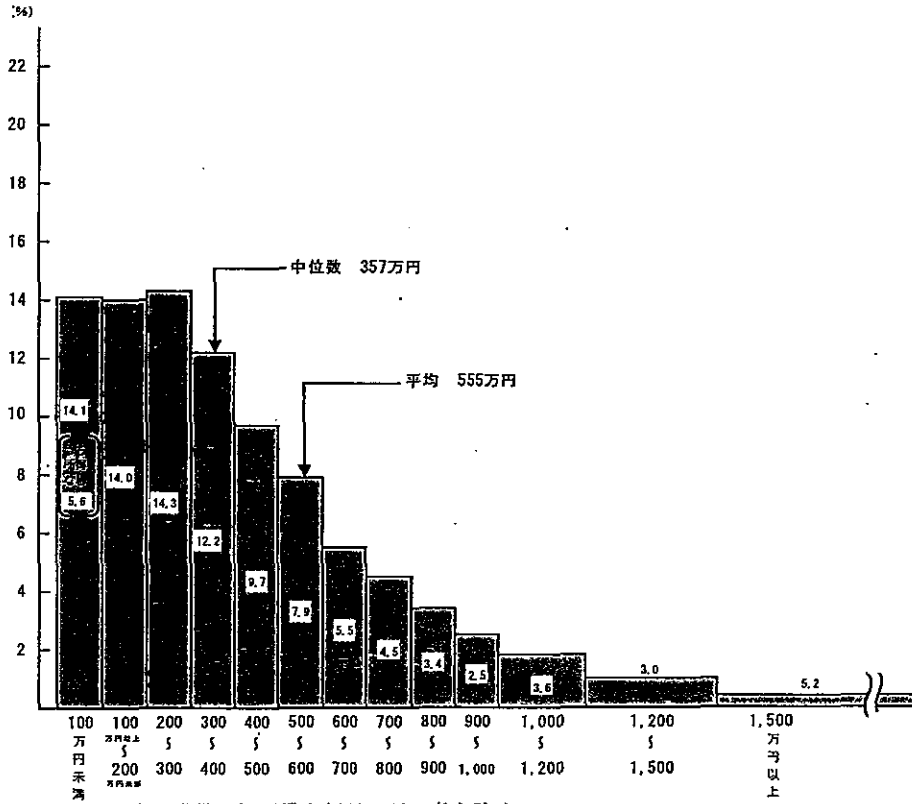
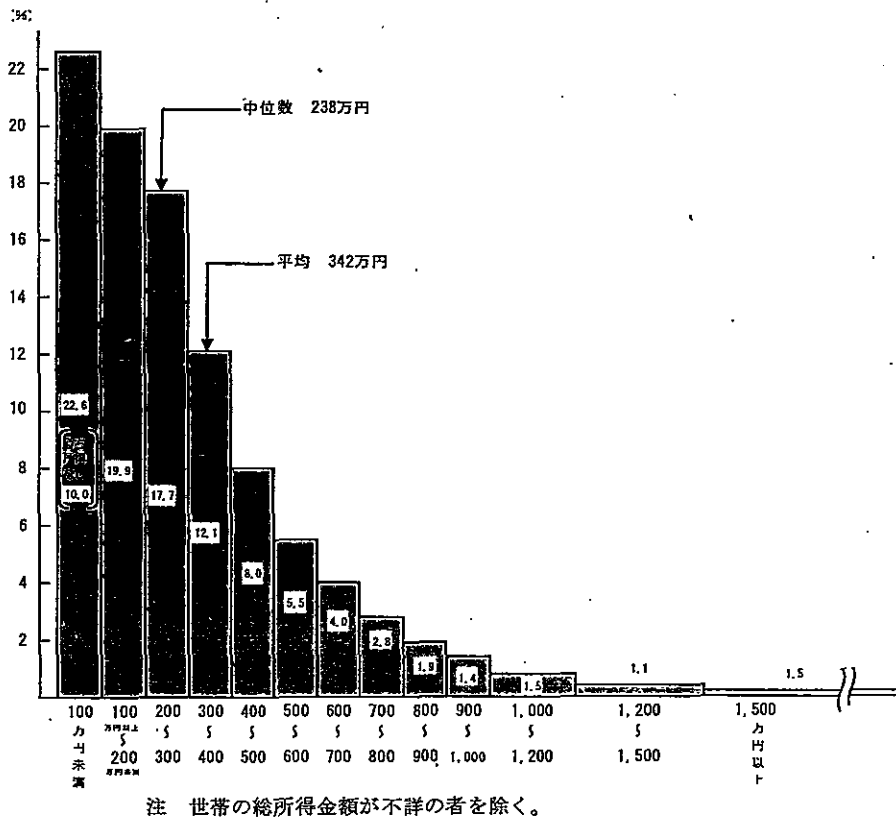


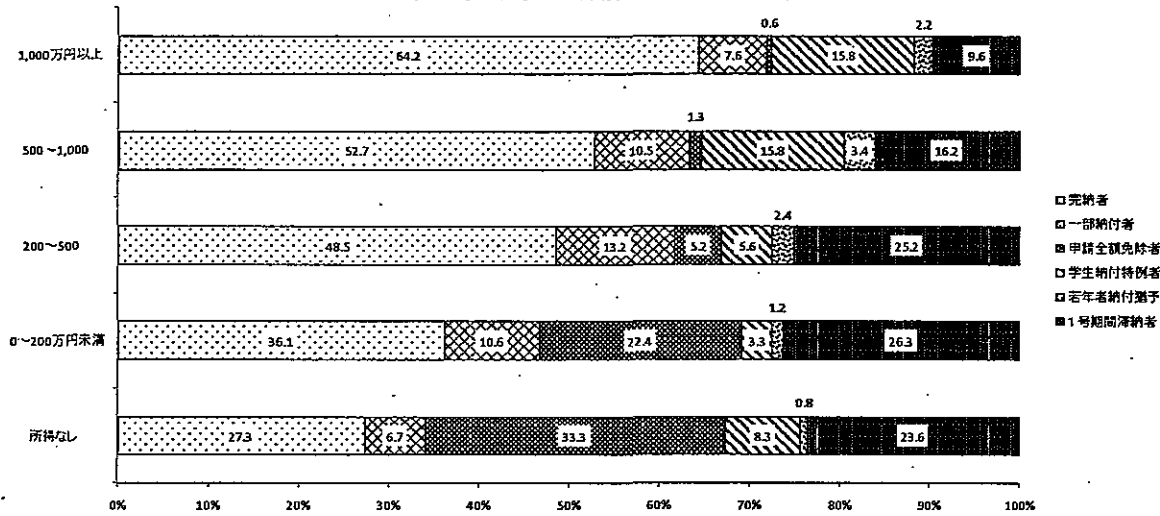
図 13 世帯の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（1 号期間滞納者）



世帯の総所得金額階級別に第1号被保険者本人の保険料納付状況をみると、所得が低いほど1号期間滞納者の占める割合が高くなる傾向があるが、所得が1,000万円以上であっても1号期間滞納者が9.6%いる。

一方、所得が低くなるにつれ申請全額免除者の割合は高くなっているが、所得なしであっても保険料を完納している者が27.3%いる（図14）。

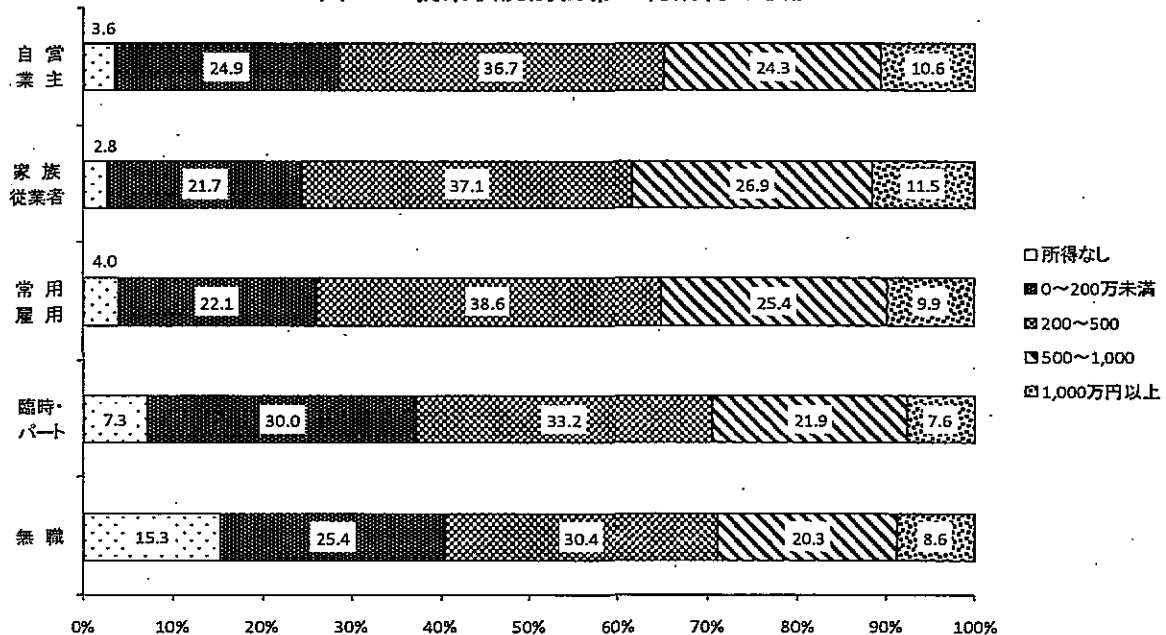
図14 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

本人の就業状況別に世帯の総所得の状況をみると、臨時・パートや無職において低所得者の割合が高くなっている（図15）。

図15 就業状況別世帯の総所得の状況



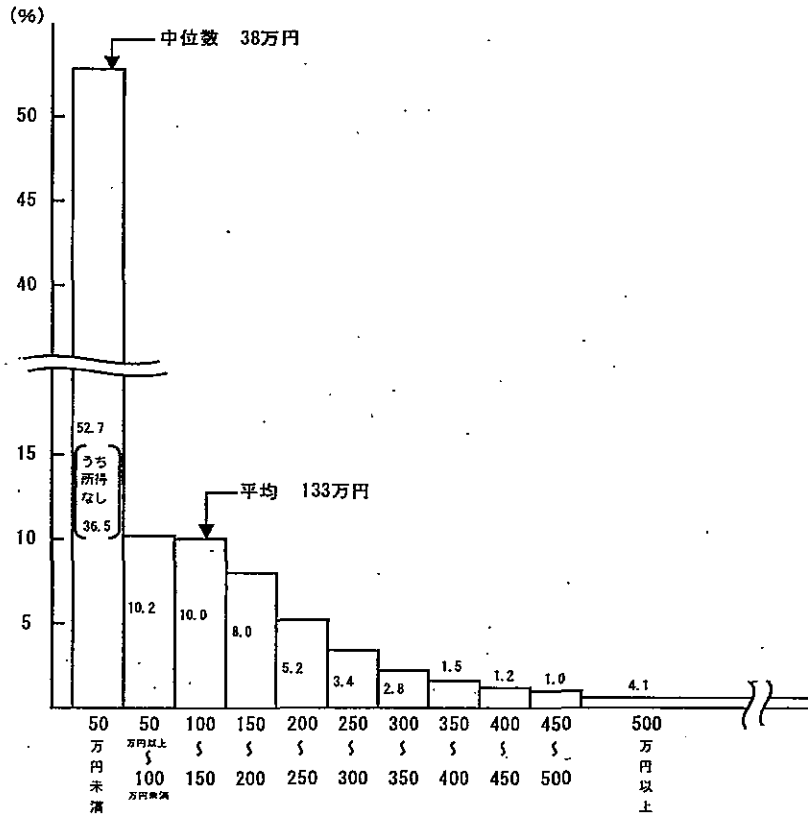
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

4. 本人の所得状況

第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、平均が133万円、中位数が38万円となっており、所得が増加するにつれ割合が低くなる傾向にある。

また、所得が50万円未満の者が約半数を占め、所得なしの者は全体の3分の1以上に達している（図16）。

図16 本人の総所得金額階級別第1号被保険者割合（総数）



注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が178万円、中位数が76万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が113万円、中位数が63万円となっている。

納付者は低所得者の割合が1号期間滞納者に比べ若干低くなっている（図17、18）。

図 17 本人の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（納付者）

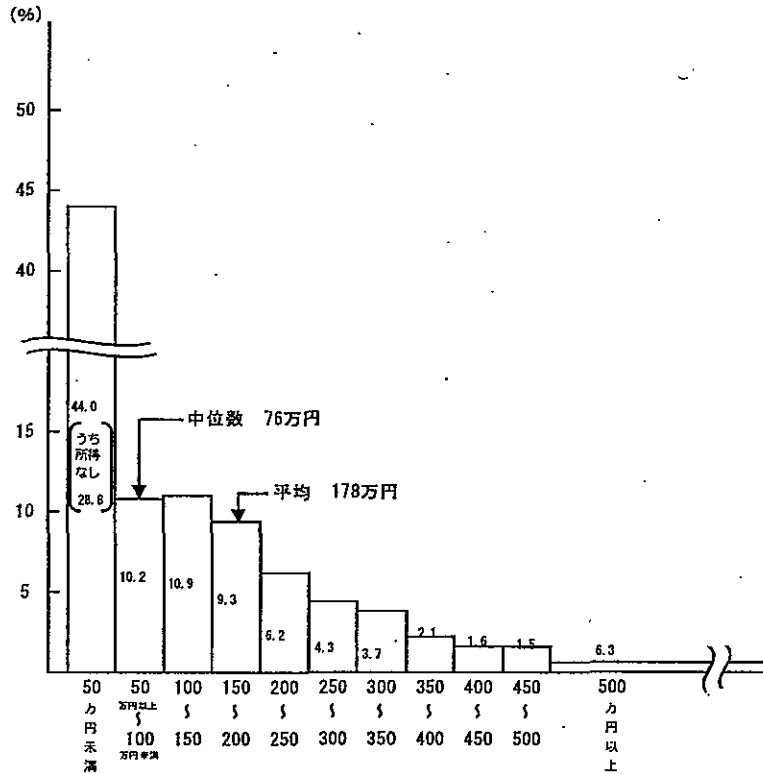
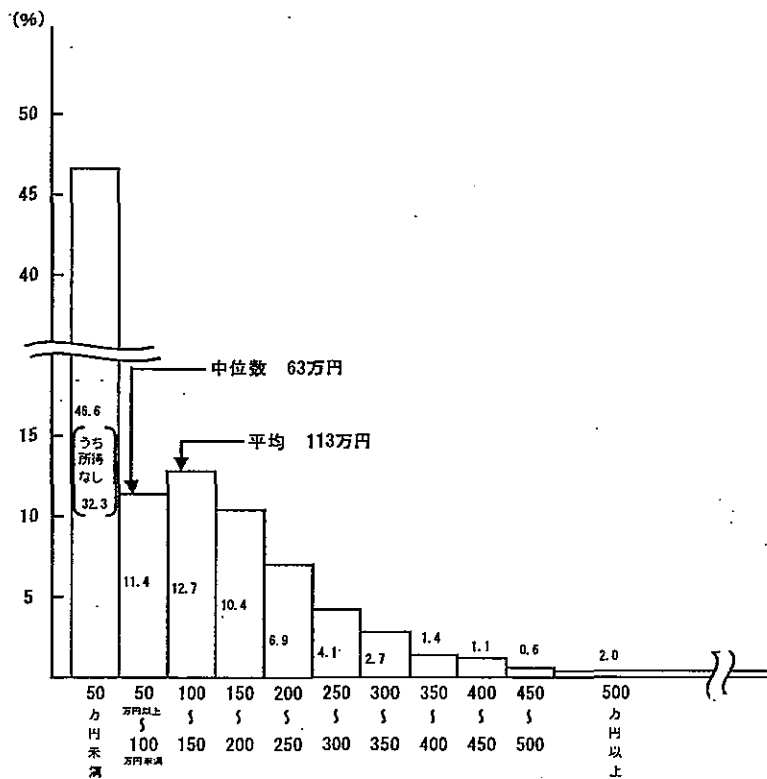


図 18 本人の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（1 号期間滞納者）



保険料納付状況別に第1号被保険者本人の平均総所得金額をみると、完納者が188万1千円、一部納付者が134万1千円、1号期間滞納者が113万1千円、申請全額免除者が42万1千円、学生納付特例者が15万3千円、若年者納付猶予が31万2千円となっている。

また、男女別にみると、男子が185万3千円、女子が80万3千円となっている(表13)。

表13 男女、保険料納付状況別本人の平均総所得金額

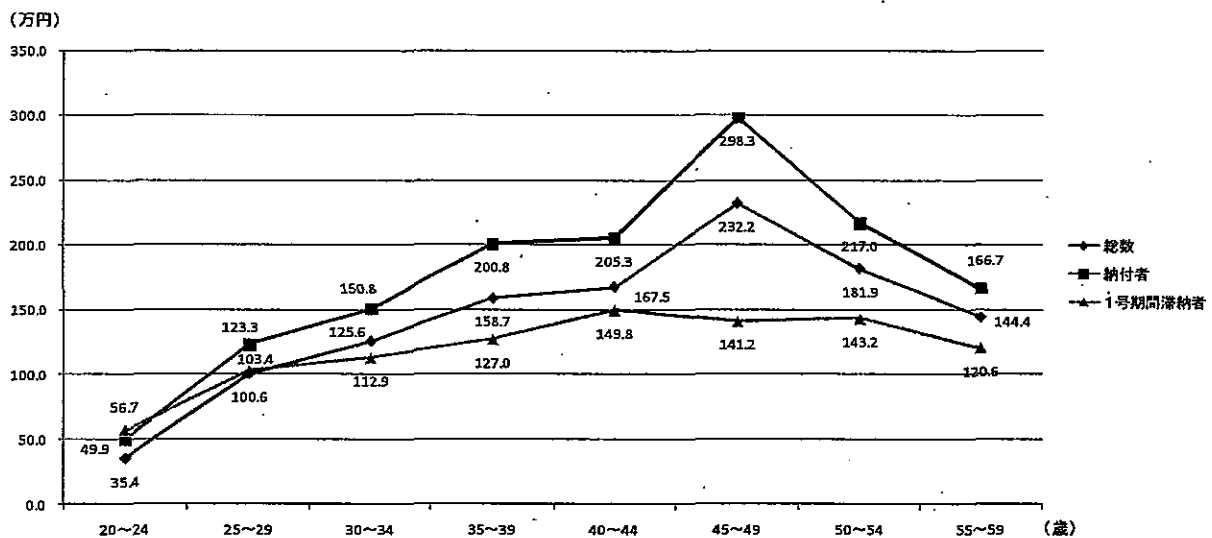
(単位:万円)

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
総数	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
男子	185.3	252.8	269.5	188.0	152.1	62.8	17.7	32.5
女子	80.3	107.7	114.5	76.5	62.8	28.3	12.2	30.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

年齢階級別に第1号被保険者本人の平均総所得金額をみると、若年齢層においては納付者と1号期間滞納者とで大きな差はない(図19)。

図19 年齢階級別本人の平均総所得金額



注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

第4章 国民健康保険（市町村）の保険料（税）の賦課状況及び納付状況

第1号被保険者のうち国民健康保険（市町村）（以下、「国保」という。）に加入している者は、70.0%となっている。

国保加入者について、国保保険料（税）の賦課状況をみると、「軽減なし」が71.0%、「軽減あり」が29.0%となっている。また、国民年金保険料の納付状況別に「軽減なし」の割合をみると、納付者は79.6%、1号期間滞納者は76.7%、学生納付特例者は71.1%、若年者納付猶予は82.7%となっているのに対し、申請全額免除者は23.4%となっており、申請全額免除者は国保保険料（税）についても軽減措置を受けている割合が高くなっている（表14）。

表14 保険料納付状況別国保保険料賦課状況

(単位：%)

	総数	賦課	国保 非加入	転入・ 転出	その他	(再掲)		
						賦課	軽減 なし	軽減 あり
総数	100.0	70.0	26.9	1.0	2.1	100.0	71.0	29.0
納付者	100.0	74.3	23.1	0.7	1.9	100.0	79.6	20.4
完納者	100.0	73.6	23.8	0.7	1.9	100.0	79.3	20.7
一部納付者	100.0	77.0	20.3	0.9	1.9	100.0	81.0	19.0
1号期間滞納者	100.0	74.4	22.1	1.4	2.1	100.0	76.7	23.3
申請全額免除者	100.0	84.4	13.0	0.7	1.8	100.0	23.4	76.6
学生納付特例者	100.0	18.4	75.4	2.3	3.9	100.0	71.1	28.9
若年者納付猶予	100.0	44.8	50.1	1.2	4.0	100.0	82.7	17.3

注 賦課状況が「不詳」のものを除く。

また、国保加入者について、国保の保険料（税）納付状況をみると、「全月納付」が82.2%、「一部納付」が10.1%、「全月未納」が7.6%となっている。

国民年金保険料の納付状況別にみると、国民年金の納付者では国保の「全月納付」が94.0%、国民年金の1号期間滞納者では国保の「全月納付」が57.5%となっており、国民年金保険料を滞納していても6割近くは国保の保険料を全月納めている（表15）。

表15 国民年金保険料の納付状況別国保保険料（税）の納付状況

(単位：%)

	総数	納付状況			
		全月 納付	一部 納付	全月 未納	不詳
総数	100.0	82.2	10.1	7.6	0.1
納付者	100.0	94.0	4.3	1.5	0.1
完納者	100.0	96.6	2.4	0.9	0.1
一部納付者	100.0	83.7	12.0	4.1	0.1
1号期間滞納者	100.0	57.5	20.8	21.5	0.1
申請全額免除者	100.0	77.2	14.5	8.1	0.1
学生納付特例者	100.0	89.4	6.7	3.9	0.0
若年者納付猶予	100.0	80.9	11.7	7.2	0.1

注 国民健康保険（市町村）に加入している者についての集計である。

第5章 生命保険・個人年金

1. 生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況をみると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は全体の56.4%となっている。国民年金保険料の納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、5割程度となっている（表16）。

表16 国民年金保険料の納付状況別生命保険・個人年金加入状況 (単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
納付者	100.0	66.4	63.2	18.5	15.3	25.8	7.8
完納者	100.0	67.5	64.1	20.1	16.6	24.6	7.9
一部納付者	100.0	61.8	59.8	11.9	9.9	30.8	7.3
1号期間滞納者	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
申請全額免除者	100.0	49.1	47.3	7.2	5.3	45.2	5.7
学生納付特例者	100.0	31.0	29.8	4.1	2.9	60.9	8.1
若年者納付猶予	100.0	33.8	32.9	3.4	2.4	58.1	8.1

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況をみると、年齢が上がるにつれ加入割合が高くなる傾向がある（表17）。1号期間滞納者についてみると、総数の場合に比べほとんどの年齢階級において加入割合は低くなっているが、35歳以上の各年齢階級では5割以上が生命保険や個人年金に加入している（表18）。

表17 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（総数）

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
20～24歳	100.0	34.5	33.4	4.1	3.0	57.9	7.7
25～29歳	100.0	47.4	46.3	6.0	5.0	45.6	7.1
30～34歳	100.0	55.4	53.2	10.7	8.5	38.5	6.1
35～39歳	100.0	58.1	55.8	13.3	11.0	33.4	8.5
40～44歳	100.0	67.2	63.4	20.7	16.9	27.6	5.3
45～49歳	100.0	64.9	61.1	19.9	16.2	27.6	7.6
50～54歳	100.0	68.8	66.5	19.9	17.5	23.4	7.8
55～59歳	100.0	70.0	65.8	18.0	13.9	22.2	7.8

表 18 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（1号期間滞納者）

（単位：％）

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
20～24歳	100.0	34.9	33.9	4.6	3.6	56.8	8.3
25～29歳	100.0	42.7	41.9	4.9	4.1	50.6	6.7
30～34歳	100.0	49.9	48.8	7.6	6.5	44.5	5.6
35～39歳	100.0	50.3	47.5	10.9	8.1	41.5	8.2
40～44歳	100.0	53.0	51.2	10.8	9.0	40.4	6.6
45～49歳	100.0	54.2	52.5	10.2	8.6	39.5	6.4
50～54歳	100.0	55.7	54.3	8.6	7.3	38.4	5.9
55～59歳	100.0	58.8	55.7	11.2	8.2	35.4	5.8

2. 生命保険・個人年金の平均保険料額

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の1人当たり平均保険料額をみると、生命保険の保険料は月額1万6千円、個人年金の保険料は月額1万9千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の平均保険料額は低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は平均で1万4千円の個人年金の保険料を支払っている（表19）。

なお、平成20年度の国民年金の保険料は、月額14,410円である。

表 19 本人及び世帯全体の生命保険・個人年金の平均保険料月額

（単位：千円）

	本人の平均保険料		世帯全体の平均保険料	
	生命保険	個人年金	生命保険	個人年金
総数	15.6	19.3	38.2	28.5
納付者	17.7	21.0	43.5	30.0
完納者	18.4	22.1	45.7	30.8
一部納付者	14.6	13.9	33.5	25.6
1号期間滞納者	13.4	14.3	29.3	26.1
申請全額免除者	10.9	11.8	23.0	21.9
学生納付特例者	9.5	14.2	37.7	25.3
若年者納付猶予	8.7	11.6	33.9	28.6

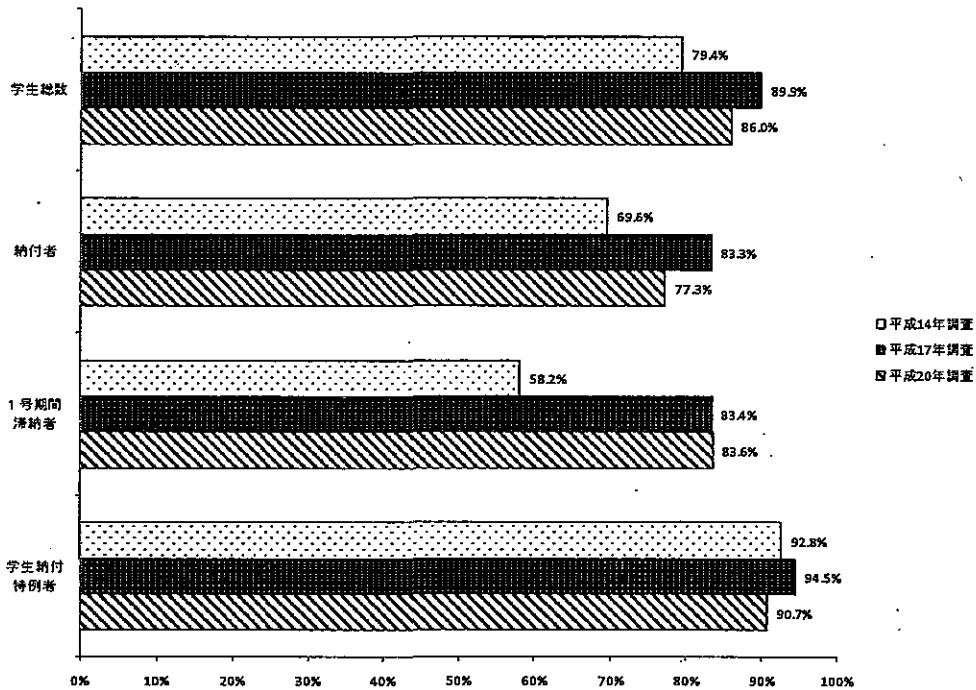
注1. 本人の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者についての平均である。

注2. 世帯全体の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者がいる世帯の平均である。

第6章 学生納付特例制度の周知・利用状況

学生は、保険料の納付が経済的に困難な場合は保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する周知度は学生全体で86.0%となっており、前回調査と比較すると減少している（図20）。

図20 学生納付特例制度の周知度



保険料納付状況別に学生納付特例制度を利用しなかった者の理由をみると、1号期間滞納者で「手続きが面倒」の割合が高くなっている（表20）。

表20 学生納付特例制度を利用していない理由

（単位：％）

	総数	所得が多かった	学校が制度の対象外	手続きが面倒	国民年金をあてにしている	保険料を払っている	その他	不詳
学生総数	100.0	5.9	3.4	17.8	2.9	47.9	17.9	4.3
納付者	100.0	4.0	2.0	15.7	2.1	56.4	15.9	3.8
完納者	100.0	3.8	1.5	15.7	2.4	57.5	15.4	3.7
一部納付者	100.0	6.2	7.5	14.9	0.0	46.4	20.1	4.9
1号期間滞納者	100.0	7.9	3.1	37.0	4.3	18.4	24.3	5.1

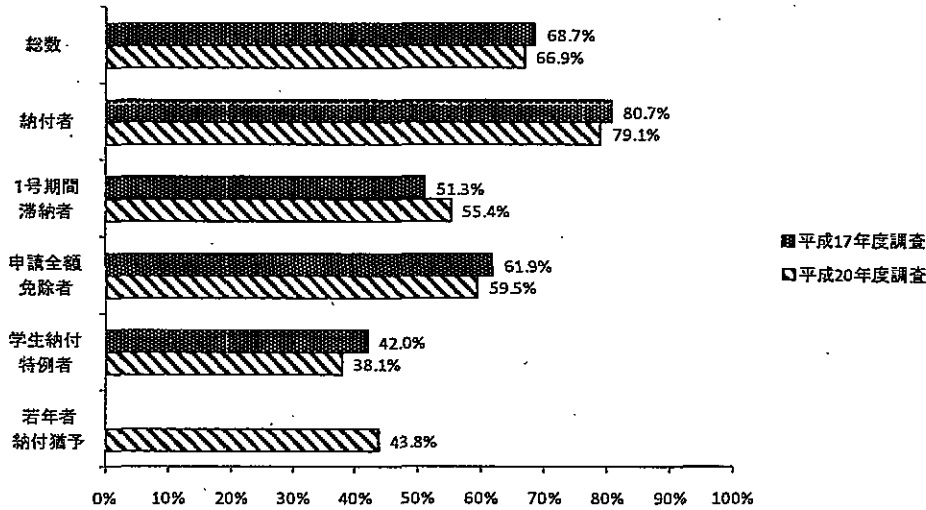
注 学生のうち、学生納付特例制度を利用していない者を総数として集計している。□

第7章 保険料の納付方法、保険料を納付しない理由等

1. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される（平成20年度では1年分一括でおよそ3,000円の割引）仕組みがある（前納制度）。このことに関する周知度は全体で66.9%となっており、納付者の周知度が約8割となっている（図21）。

図21 前納制度の周知度

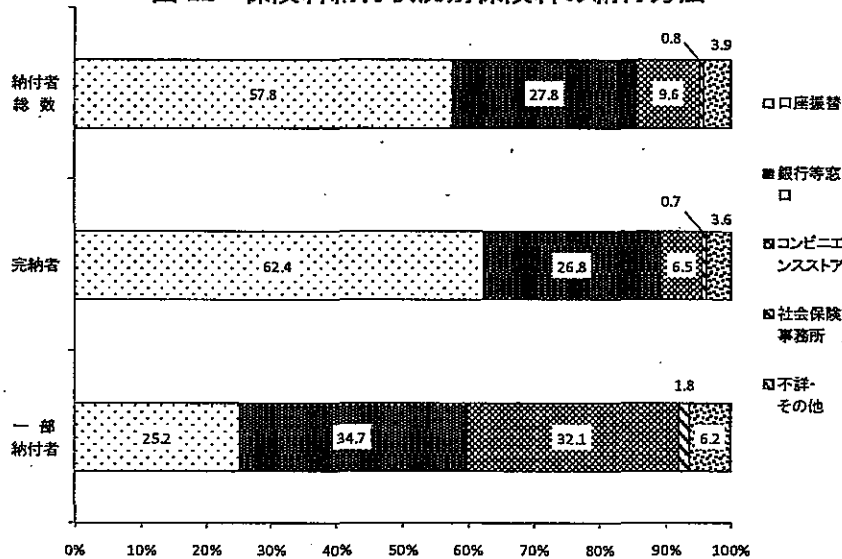


2. 納付方法

平成19年度における国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く利用され、57.8%となっている。納付状況別にみると、完納者は口座振替利用が最も高いが（62.4%）、一部納付者は25.2%となっている。

なお、一部納付者については、銀行等窓口が34.7%、コンビニエンスストアの利用が32.1%となっており、口座振替以外の方法も広く利用していることがわかる（図22）。

図22 保険料納付状況別保険料の納付方法



年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層でおよそ6割が口座振替を利用しており、また、若年齢層においてコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある(表21)。

都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替の利用が高くなっている(61.4%) (表22)。

表21 年齢階級別保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
20～24歳	100.0	40.9	33.8	17.6	2.2	3.6	1.9
25～29歳	100.0	47.0	32.8	13.8	1.5	4.0	0.9
30～34歳	100.0	54.3	28.1	12.1	1.0	3.2	1.3
35～39歳	100.0	53.3	30.3	11.9	0.8	3.1	0.7
40～44歳	100.0	63.1	22.9	8.2	0.2	3.6	2.0
45～49歳	100.0	62.3	28.1	8.0	0.1	1.1	0.4
50～54歳	100.0	64.9	27.2	5.9	0.0	1.5	0.4
55～59歳	100.0	64.4	23.7	6.2	1.1	2.2	2.4

表22 都市規模別保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
大都市	100.0	55.3	27.6	12.0	0.9	2.8	1.3
中都市	100.0	56.6	30.2	8.5	0.6	2.7	1.5
小都市・町村	100.0	61.4	25.5	8.6	0.9	2.4	1.1

3. 口座振替の利用状況

国民年金の保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の周知状況・利用状況についてみると、全体で9割近くが知っている(87.2%)。

納付状況別にみると、納付者の9割以上が知っており、そのうち、完納者の利用は64.8%であるが、一部納付者の利用は32.9%となっている。

また、学生納付特例者においては、周知度は低いものの、利用を希望する割合が最も高くなっている(20.7%) (表23)。

年齢階級別にみると、比較的若い世代で利用を希望する割合が高くなっている(表24)。

表23 口座振替の周知・利用状況

(単位：%)

	総数	周知状況				不詳
		知っている		知らなかった		
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
総数	100.0	38.2	49.0	4.5	7.4	0.8
納付者	100.0	58.6	36.4	1.5	3.0	0.6
完納者	100.0	64.8	31.1	1.2	2.3	0.6
一部納付者	100.0	32.9	58.1	2.5	5.7	0.8
1号期間滞納者	100.0	13.9	66.0	5.0	13.9	1.2
申請全額免除者	100.0	18.6	64.7	4.6	10.7	1.3
学生納付特例者	100.0	9.1	58.3	20.7	11.4	0.5
若年者納付猶予	100.0	13.5	61.6	9.3	14.5	1.1

表 24 年齢階級別口座振替の周知・利用状況

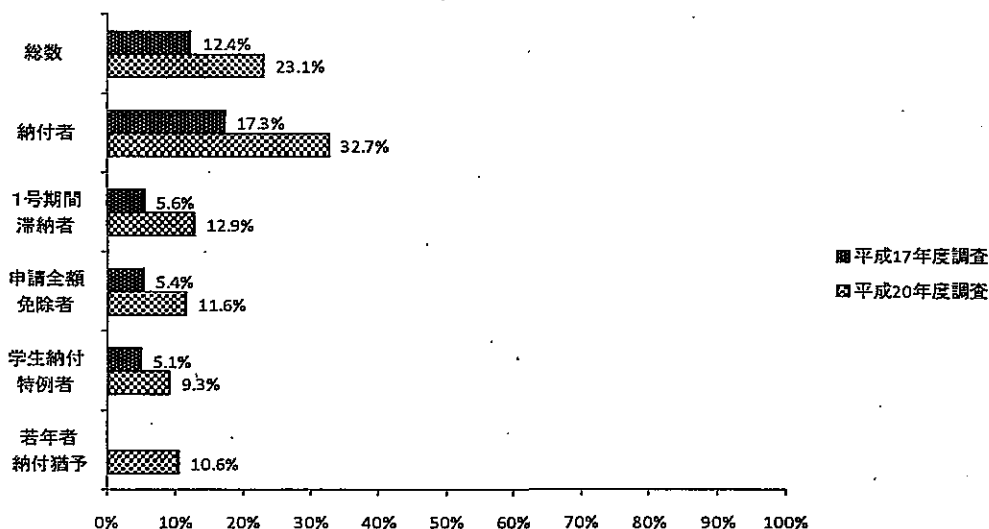
(単位：%)

	総数	知っている		知らなかった		不詳
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
総数	100.0	38.2	49.0	4.5 (37.9)	7.4 (62.1)	0.8
20～24歳	100.0	19.3	54.8	13.4 (53.2)	11.8 (46.8)	0.8
25～29歳	100.0	28.3	57.6	3.7 (28.5)	9.4 (71.5)	0.9
30～34歳	100.0	37.5	50.5	2.8 (25.4)	8.2 (74.6)	1.0
35～39歳	100.0	37.0	53.0	2.8 (31.0)	6.3 (69.0)	0.8
40～44歳	100.0	45.7	46.1	1.9 (26.8)	5.3 (73.2)	0.9
45～49歳	100.0	42.5	48.9	2.0 (26.8)	5.6 (73.2)	1.0
50～54歳	100.0	51.9	40.5	1.6 (23.5)	5.3 (76.5)	0.6
55～59歳	100.0	53.0	40.6	1.1 (20.7)	4.4 (79.3)	0.8

注 () は口座振替を知らなかった者に対する割合である。

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付の期限となっている）ことにより、割引となる制度がある（早割制度）。このことに関する周知度は23.1%となっており、前回調査と比較して上昇している（図23）。

図 23 早割制度の周知度



保険料納付状況別に口座振替を利用しない理由をみると、完納者は「現在の方法で満足だから」が最も高いが（43.6%）、一部納付者は「自分の都合で納めたいから」が最も高くなっている（44.6%）（表25）。

また、年齢階級別に口座振替を利用しない理由をみると、若年齢層で「手続きが面倒だと思うから」の割合が、高年齢層に比べて高くなっている（表26）。

表 25 口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総数	現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから	その他	不詳
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2
完納者	100.0	43.6	2.6	6.2	28.6	8.8	10.1
一部納付者	100.0	30.3	1.3	7.7	44.6	5.8	10.3

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

表 26 年齢階級別口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総 数						その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから			
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2	
20～24歳	100.0	40.8	1.6	12.2	24.1	9.3	12.1	
25～29歳	100.0	42.4	1.2	9.4	28.4	8.6	10.1	
30～34歳	100.0	37.4	2.6	8.1	34.5	8.9	8.4	
35～39歳	100.0	33.2	2.4	5.9	43.1	7.1	8.3	
40～44歳	100.0	43.1	0.7	6.6	34.6	5.0	10.0	
45～49歳	100.0	35.4	2.8	4.5	37.8	11.1	8.4	
50～54歳	100.0	33.1	4.3	4.9	40.4	6.9	10.3	
55～59歳	100.0	48.8	1.2	2.6	28.5	6.5	12.4	

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

4. コンビニエンスストア・インターネットを用いた納付の利用状況

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストアや、インターネット（パソコンや携帯電話から利用可能）によっても納付できるが、このことに対する周知度は50.7%となっている。

保険料納付状況別にみると、納付方法を知らなかったものの「今後利用したい」と回答した割合は学生納付特例者が最も高くなっている（31.2%）（表27）。

表 27 コンビニエンスストア・インターネットによる納付方法の周知・利用状況
(単位：%)

	総 数	知っている		知らなかった		不 詳
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
		総数	100.0	15.3	35.4	
納付者	100.0	19.1	35.9	9.7	33.7	1.6
完納者	100.0	15.4	37.5	9.5	36.0	1.6
一部納付者	100.0	34.2	29.0	10.8	24.2	1.8
1号期間滞納者	100.0	13.0	35.4	13.9	35.0	2.8
申請全額免除者	100.0	10.5	32.8	15.5	38.2	3.0
学生納付特例者	100.0	5.2	36.4	31.2	25.4	1.8
若年者納付猶予	100.0	10.8	33.9	19.9	33.3	2.1

保険料納付状況別にコンビニエンスストアやインターネットを利用しない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が最も高くなっている（64.6%）（表28）。

表 28 コンビニエンスストア・インターネットによる納付を利用しない理由

(単位：%)

	総 数						その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから			
納付者総数	100.0	64.6	1.7	3.8	11.9	4.3	13.7	
完納者	100.0	66.6	1.4	3.3	10.8	4.0	13.8	
一部納付者	100.0	52.9	3.1	6.7	18.1	5.8	13.4	

注 コンビニやインターネットによる納付を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

5. 国民年金保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっており、また、若年齢層において「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合が高くなっている（表29）。

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の詳細な状況を年齢階級別にみると、中高年齢層は若年齢層に比べ「失業、事故などにより所得が低下したから」及び「保険料より優先度の高い支出が多いから」の割合が高くなっている（表30）。

表29 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）（主要回答）
（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からない・保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	64.2	3.9	5.3	1.5	14.3	7.0	4.0
20～24歳	100.0	64.0	5.1	2.0	0.6	13.6	7.3	7.4
25～29歳	100.0	61.5	4.6	1.2	0.7	19.7	7.5	4.8
30～34歳	100.0	68.2	4.4	3.3	0.3	13.6	6.9	3.2
35～39歳	100.0	63.6	2.6	2.7	0.4	19.5	8.2	3.0
40～44歳	100.0	65.2	3.8	5.9	0.2	15.4	6.3	3.2
45～49歳	100.0	64.9	3.3	8.0	0.5	13.1	6.7	3.5
50～54歳	100.0	66.7	3.6	11.8	1.8	8.5	4.4	3.2
55～59歳	100.0	58.8	2.7	12.7	9.7	5.5	7.9	2.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

表30 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）

（単位：％）

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	56.1	16.3	22.2	5.4
20～24歳	100.0	64.4	7.7	16.8	11.1
25～29歳	100.0	67.5	9.1	18.1	5.4
30～34歳	100.0	56.8	18.3	20.7	4.1
35～39歳	100.0	57.4	17.5	21.2	3.9
40～44歳	100.0	49.1	18.2	28.8	3.9
45～49歳	100.0	48.0	23.3	22.6	6.2
50～54歳	100.0	44.6	21.9	27.6	5.9
55～59歳	100.0	51.5	18.7	27.9	2.0

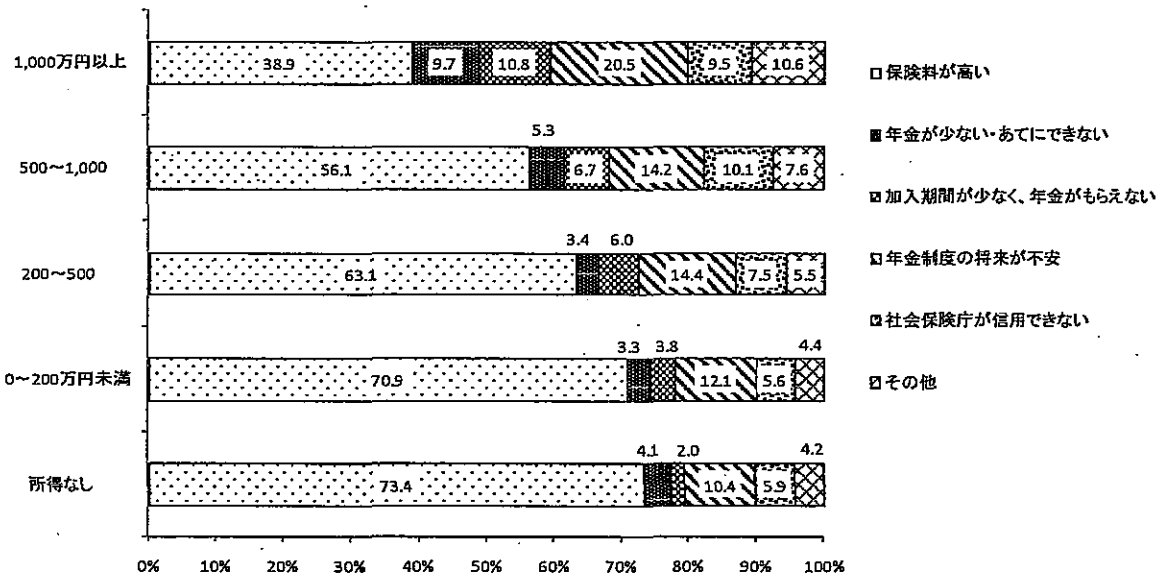
注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高くて支払うのが困難」と回答した者を総数として集計している。

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっているが、世帯所得金額が1,000万円以上であっても38.9%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している。

また、所得が上がるにつれ「年金額が少ない・あてにできない」及び「年金制度の将来が不安」の割合が高くなっている（図24）。

図24 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）
（主要回答）



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

6. 保険料を納付しないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者は63.1%となっている（表31）。

表31 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識（1号期間滞納者）

（単位：％）

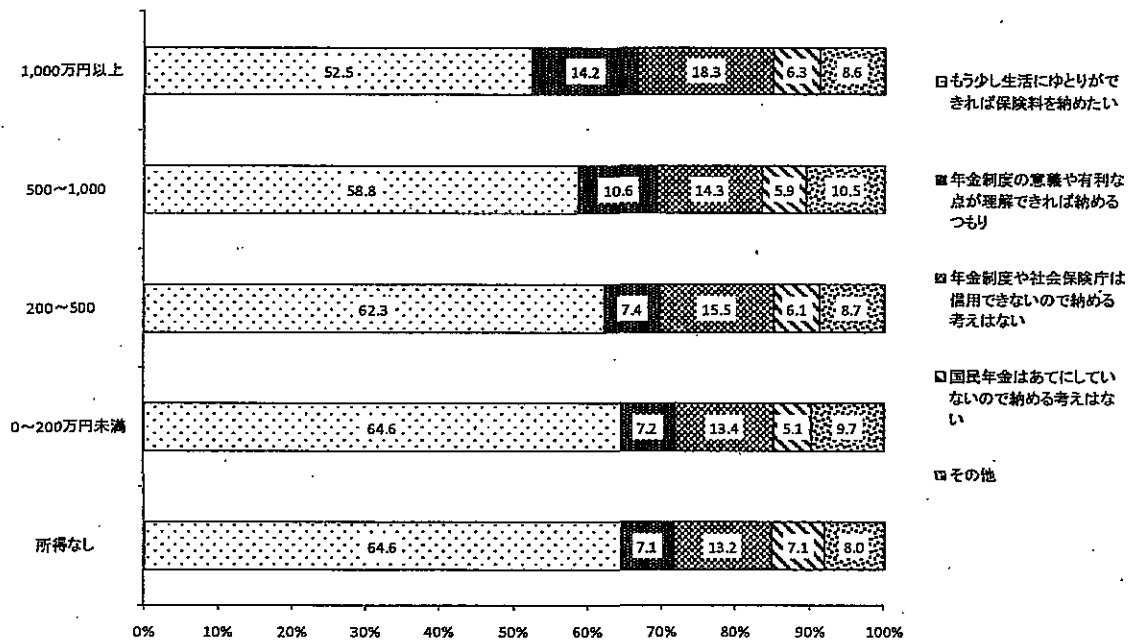
	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険庁は信用できないので納める考えはない	国民年金はあてにしていなくて納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	7.9	14.0	6.0	9.0
20~24歳	100.0	61.5	9.8	13.2	7.7	7.8
25~29歳	100.0	62.1	9.3	16.0	7.4	5.2
30~34歳	100.0	64.7	7.3	11.3	6.4	10.4
35~39歳	100.0	60.6	9.1	17.1	5.0	8.1
40~44歳	100.0	60.5	6.9	17.6	5.1	9.9
45~49歳	100.0	64.9	6.8	14.1	4.9	9.3
50~54歳	100.0	67.6	6.0	10.5	5.7	10.1
55~59歳	100.0	62.7	6.5	12.9	4.3	13.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上で52.5%となっており、その他の階級でも5割を超えている。

また、所得が高くなるにつれ「制度の意義や有利な点が理解できれば納付するつもり」と考えている者の割合は高くなる傾向にある（図25）。

図25 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識
(1号期間滞納者)



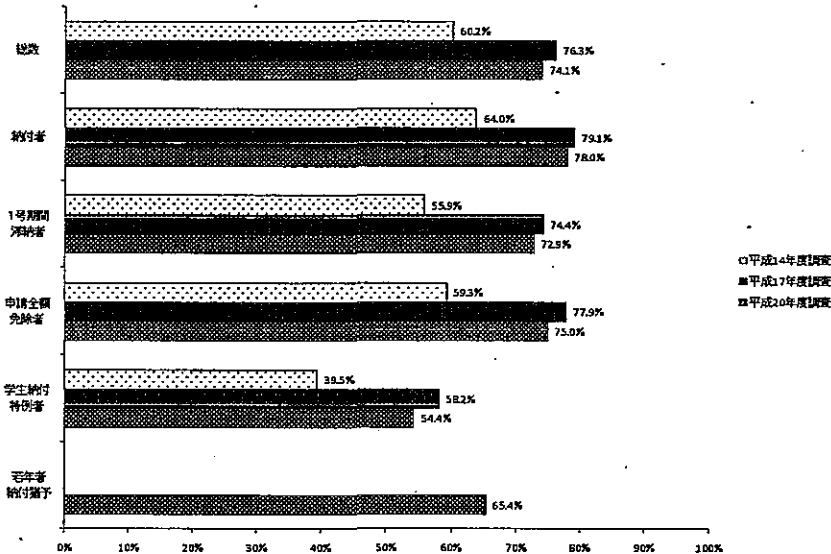
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

第8章 国民年金制度の周知度

1. 年金受給要件の周知度

老齢基礎年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が25年以上必要となる。このことに関する周知度は全体で74.1%となっており、前回調査と比較して減少している（図26）。

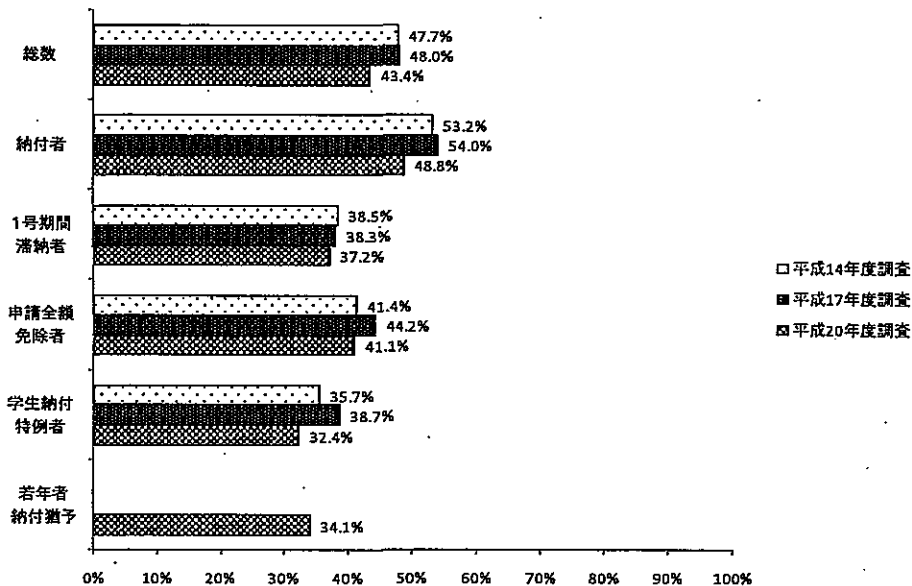
図26 年金受給要件の周知度



2. 公的年金の物価水準維持についての周知度

公的年金では、民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準の上昇に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値が目減りしないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は全体で43.4%となっており、前回調査と比較して減少している（図27）。

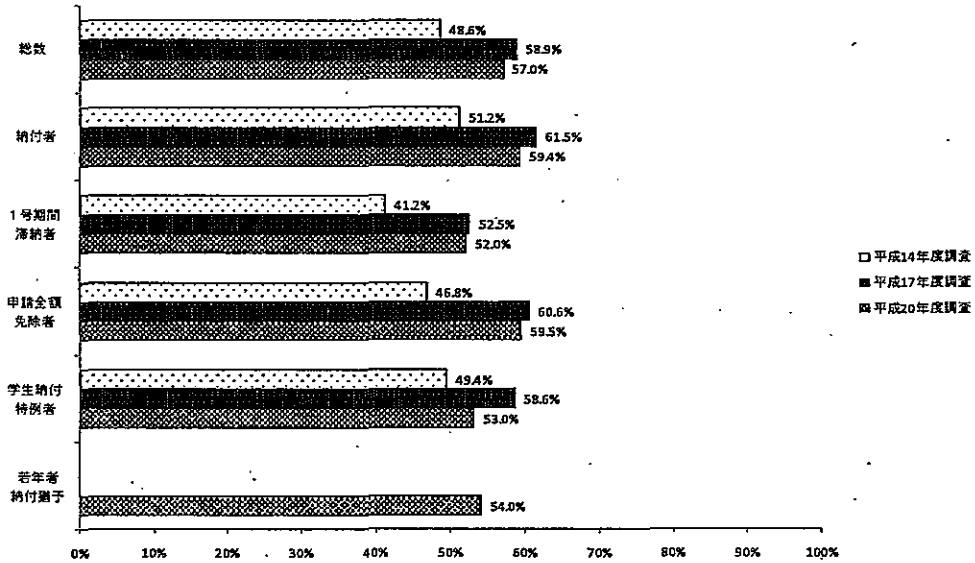
図27 公的年金の物価水準維持についての周知度



3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は全体で57.0%となっており、1号期間滞納者であっても5割を超えている（図28）。

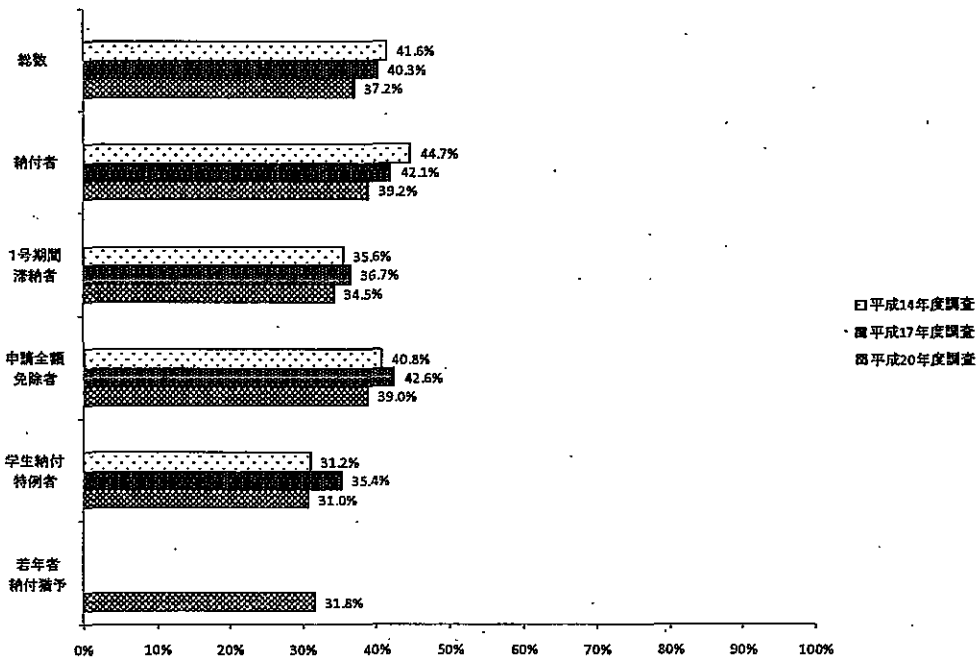
図28 障害年金の周知度



4. 基礎年金における国庫負担の周知度

基礎年金は民間の個人年金とは異なり、1/3以上が国庫負担でまかなわれている（平成21年度より1/2）。このことに関する周知度は全体で37.2%となっており、学生納付特例者や若年者納付猶予では約3割となっている（図29）。

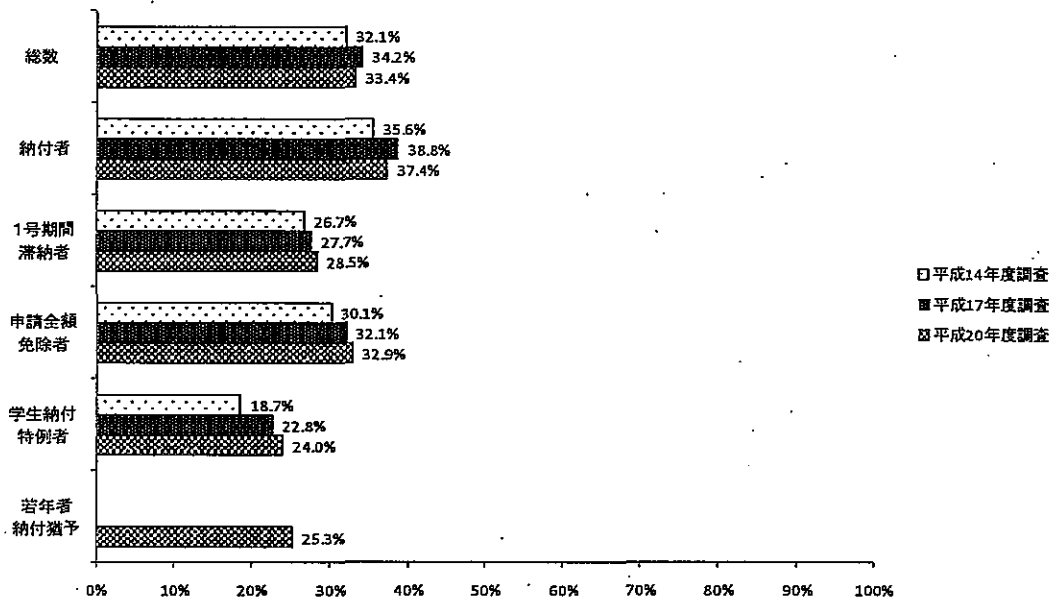
図29 基礎年金における国庫負担の周知度



5. 任意加入の周知度

国民年金制度には、60歳までに公的年金加入期間が25年未満であっても、60～69歳の間に任意加入することで加入期間を25年以上として受給権を確保することができる（任意加入制度）。このことに関する周知度は全体で33.4%となっており、1号期間滞納者、学生納付特例者、若年者納付猶予では3割を下回っている（図30）。

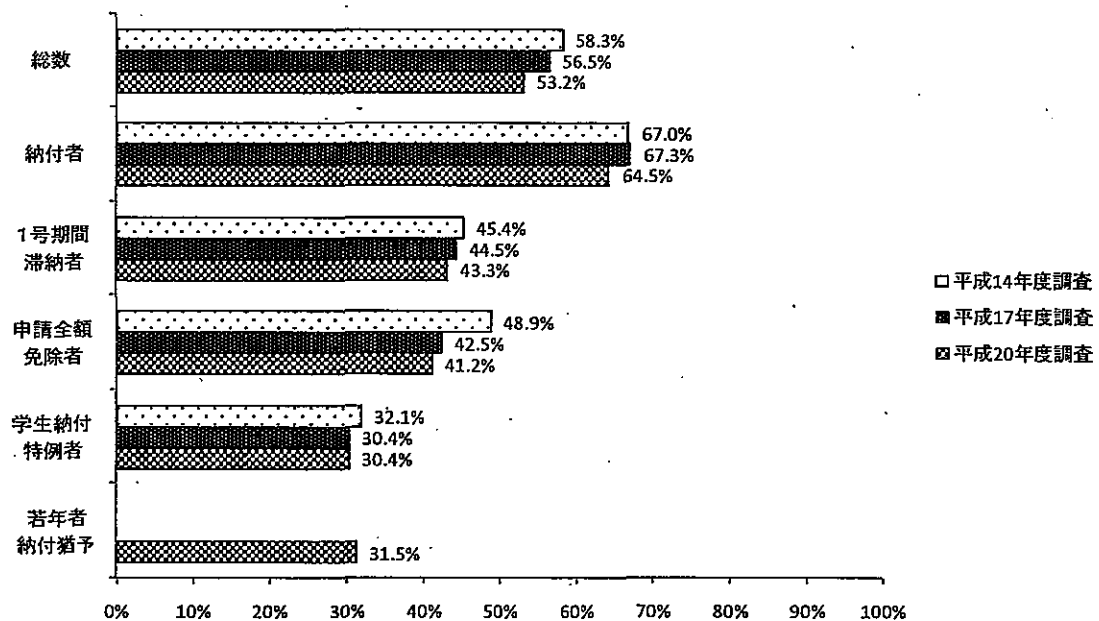
図30 任意加入の周知度



6. 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、所得税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は全体で53.2%となっており、納付者以外では5割を下回っている（図31）。

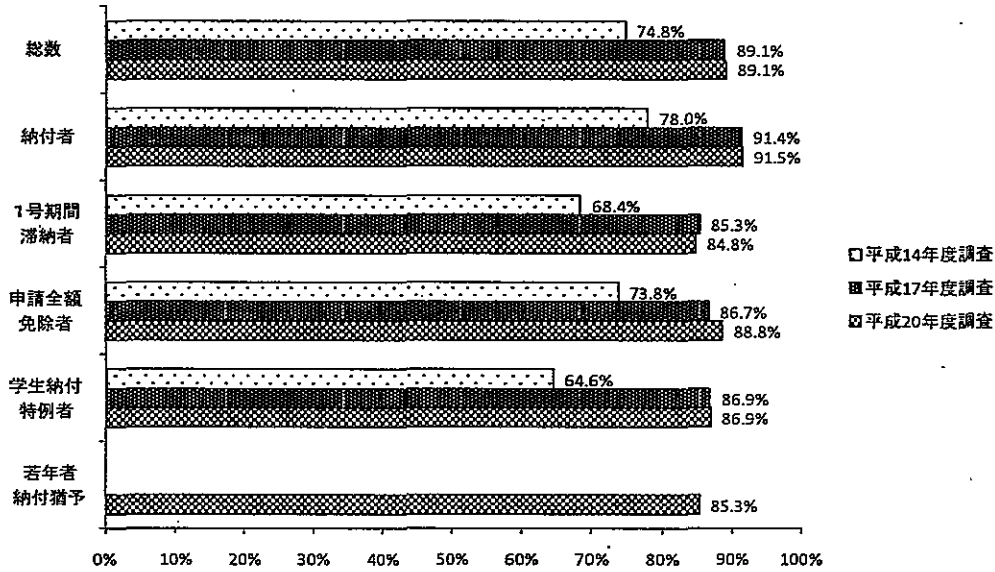
図31 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度



7. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

老齢基礎年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は全体で89.1%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図32）。

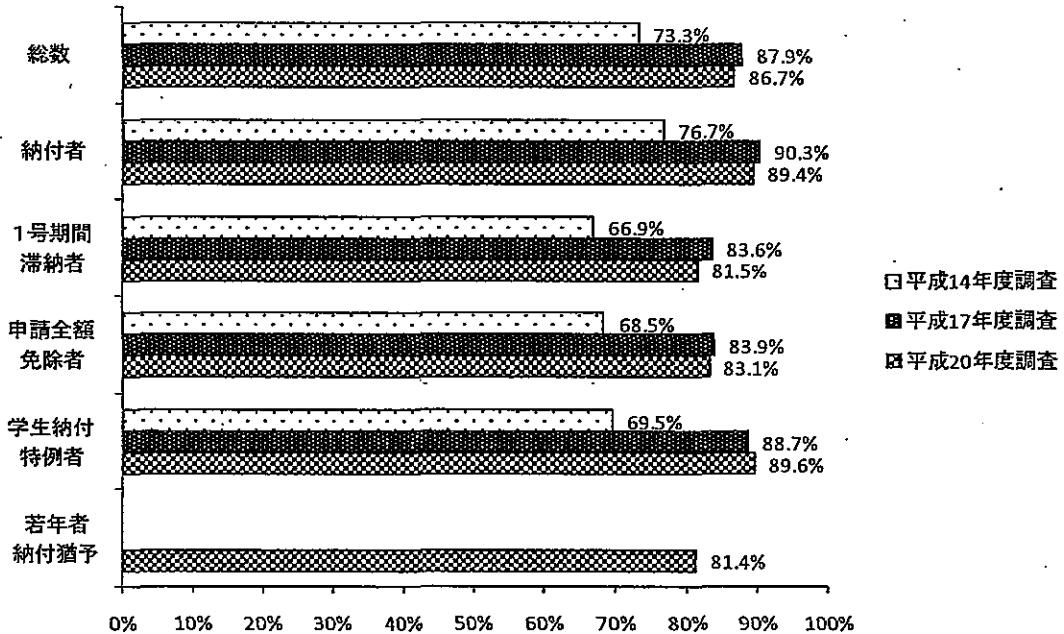
図32 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



8. 世代間扶養の仕組みの周知度

老齢基礎年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は全体で86.7%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図33）。

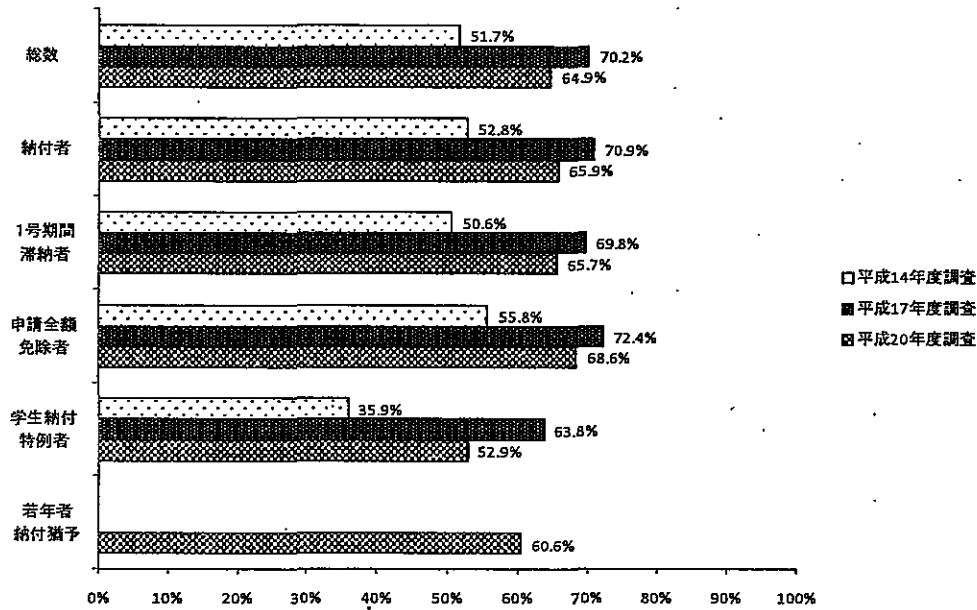
図33 世代間扶養の仕組みの周知度



9. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までを遡って納めることができる。このことに関する周知度は64.9%となっており、前回調査と比較して減少している(図34)。

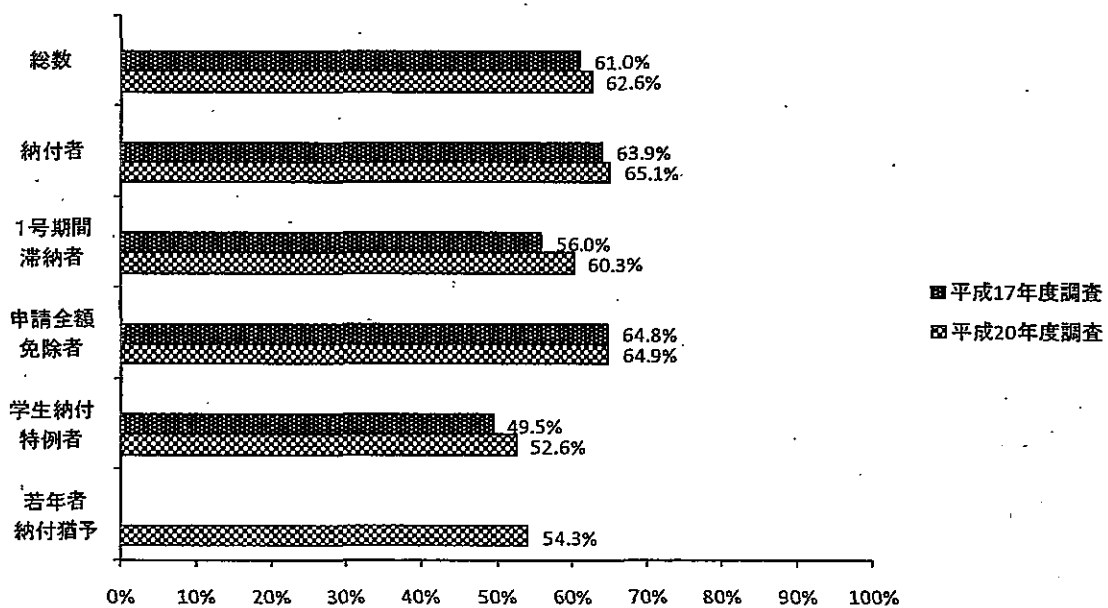
図34 過年度納付の周知度



10. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、第1号被保険者(被保険者であった者を含む)本人の死亡時に遺族が受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は62.6%となっている(図35)。

図35 遺族年金の周知度

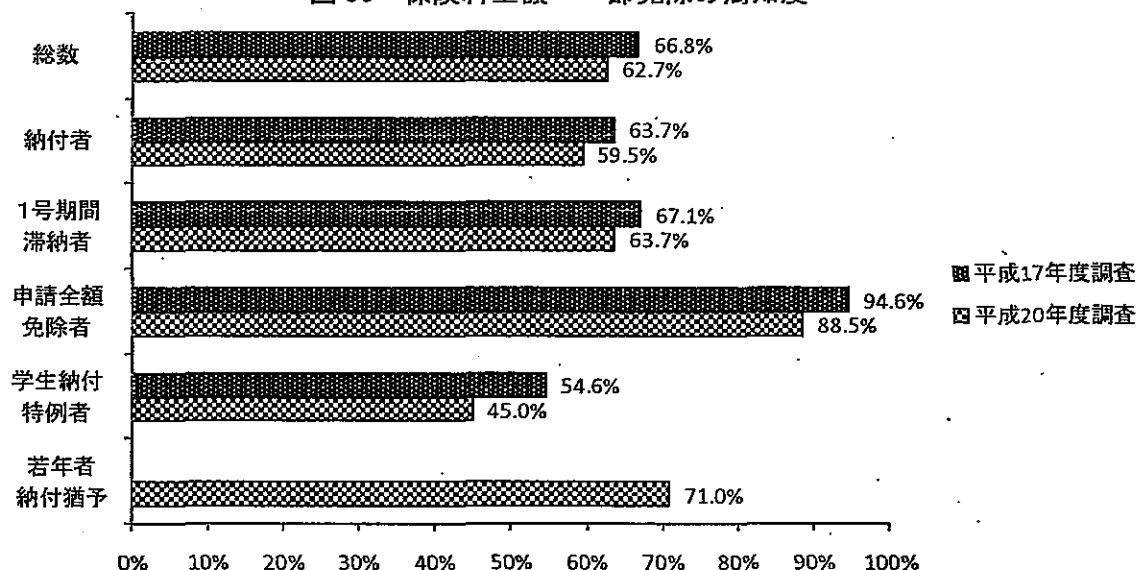


第9章 免除・猶予の状況

1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は全体で 62.7%となっており、前回調査と比較して減少している（図 36）。

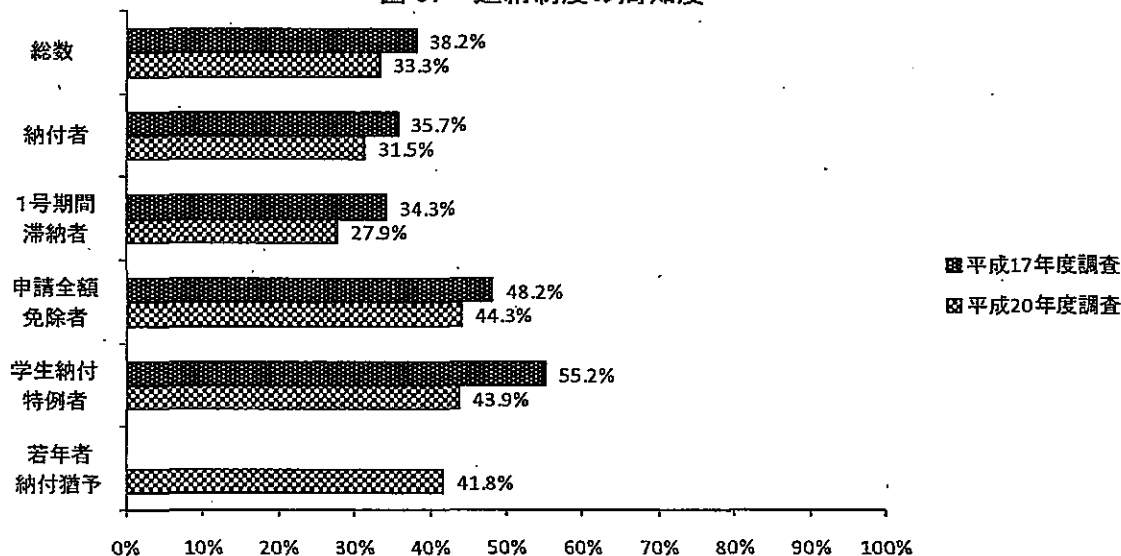
図 36 保険料全額・一部免除の周知度



2. 免除保険料の追納制度の周知度

保険料を全額または一部免除された期間のうち、過去 10 年分については、さかのぼって保険料を納付できる、追納制度がある。このことに関する周知度は全体で 33.3%となっており、前回調査と比較して減少している（図 37）。

図 37 追納制度の周知度

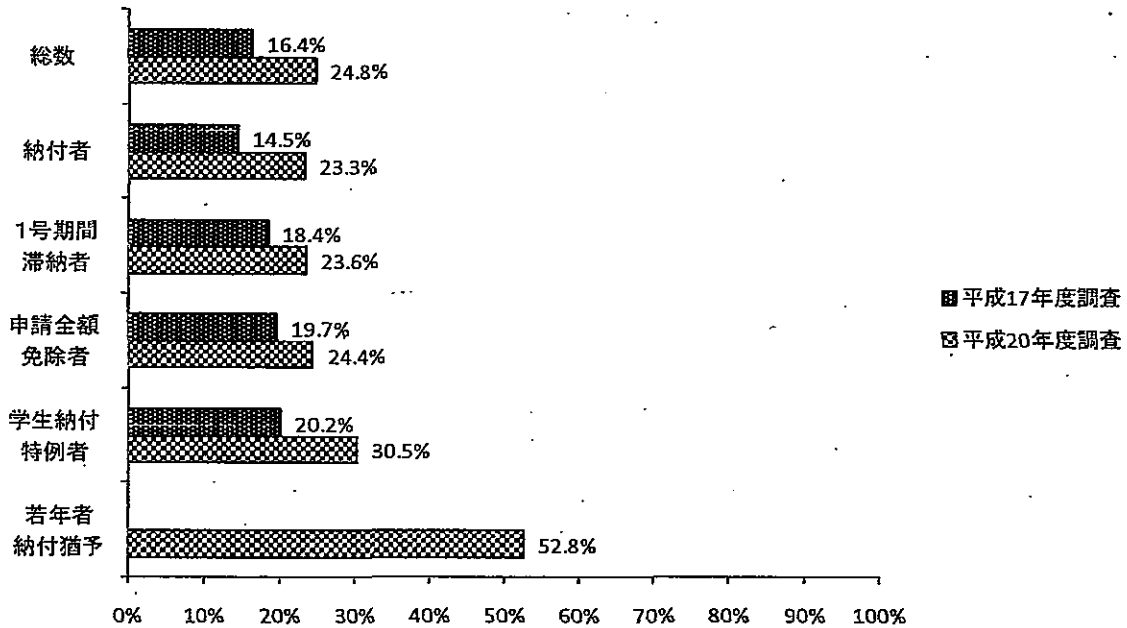


注 保険料全額・一部免除を知っていると回答した者を総数として集計している。

3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳台の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は全体で24.8%となっており、前回調査と比較して上昇している（図38）。

図38 若年者納付猶予制度の周知度



(参考資料1) 世帯総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
	(単位: %)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満	21.2	14.1	13.8	15.4	22.6	60.8	14.7	8.0
うち所得なし	9.3	5.6	5.5	5.8	10.0	27.5	9.2	3.4
100～200	15.3	14.0	13.3	17.1	19.9	21.1	5.4	10.9
200～300	13.7	14.3	13.7	17.0	17.7	9.1	5.9	12.5
300～400	10.9	12.2	11.9	13.5	12.1	4.1	7.4	12.8
400～500	8.4	9.7	9.7	9.9	8.0	2.0	8.8	11.9
500～600	6.8	7.9	8.1	7.1	5.5	1.2	9.2	9.8
600～700	5.0	5.5	5.6	5.3	4.0	0.6	8.8	9.0
700～800	4.1	4.5	4.7	3.5	2.8	0.4	9.5	6.5
800～900	3.1	3.4	3.5	2.8	1.9	0.2	8.1	5.2
900～1,000	2.2	2.5	2.7	2.0	1.4	0.1	4.7	3.7
1,000～1,200	3.0	3.6	3.8	2.5	1.5	0.1	7.1	3.8
1,200～1,500	2.4	3.0	3.3	1.7	1.1	0.1	5.2	2.8
1,500万円以上	3.8	5.2	5.9	2.3	1.5	0.2	5.2	2.9
	(単位: 万円)							
平均値	469.3	554.9	586.1	423.4	342.0	116.0	681.7	552.8
中位数	298.0	357.0	373.0	303.0	238.0	61.0	582.0	445.0

注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

(参考資料2) 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

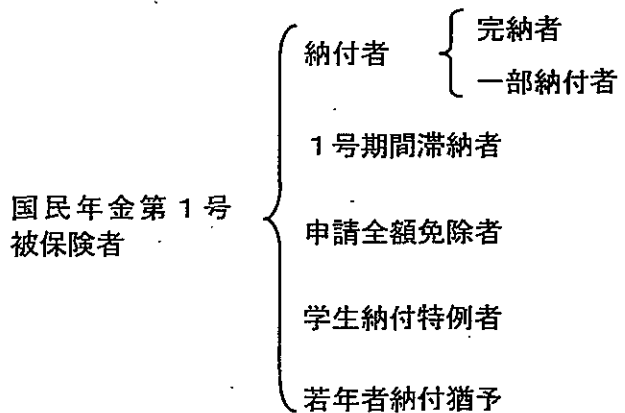
	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
	(単位: %)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	52.7	44.0	44.7	41.2	46.6	73.1	95.7	79.0
うち所得なし	36.5	28.8	29.5	25.9	32.3	50.5	77.3	62.1
50～100	10.2	10.2	9.8	12.0	11.4	12.9	2.5	10.5
100～150	10.0	10.9	10.3	13.6	12.7	7.3	0.6	6.6
150～200	8.0	9.3	8.9	10.8	10.4	3.4	0.2	2.3
200～250	5.2	6.2	6.0	7.1	6.9	1.4	0.1	0.6
250～300	3.4	4.3	4.2	4.5	4.1	0.6	0.1	0.2
300～350	2.8	3.7	3.8	3.1	2.7	0.5	0.1	0.2
350～400	1.5	2.1	2.1	2.0	1.4	0.2	0.0	0.1
400～450	1.2	1.6	1.6	1.4	1.1	0.1	0.1	0.0
450～500	1.0	1.5	1.6	1.0	0.6	0.1	0.0	0.1
500万円以上	4.1	6.3	7.0	3.3	2.0	0.3	0.6	0.4
	(単位: 万円)							
平均値	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
中位数	38.0	76.0	75.0	85.0	63.0	0.0	0.0	0.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

用語の解説

1. 保険料納付状況

平成18年度及び19年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）を以下のように区分した。



(1) 納付者

平成18年4月～平成20年3月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

② 一部納付者

完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

(3) 申請全額免除者

平成20年3月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

平成20年3月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

(5) 若年者納付猶予

平成20年3月分の保険料について若年者納付猶予を受けていた者。

2. 都市規模区分

平成20年5月1日現在の市区町村境界及び平成20年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) 大都市
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) 中都市
(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。
- (3) 小都市・町村
(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

3. 総所得金額

平成20年の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成19年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）を除いたものである。

4. 届出適用者・手帳送付者

- (1) 届出適用者
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) 手帳送付者
加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第1号被保険者としたもの。

